

一箱五對、墨一箱、御鷹之大緒貳筋、被懸御意、過分至極ニ候、何様御逗留中可得貴意候、恐惶謹言、

霜月二日

(附箋) 御七代目

直

純(花押)

(ウハ書)

蓮花定院

御同宿中

有馬左衛門佐

直

純

三六五 有馬直純書狀

一筆致啓上候、仍來ル九日之晩申請度候、御光來被成候ハ、可忝候、何茂期面上之時候、恐惶謹言、

霜月四日

(附箋) 御七代目

直

純(花押)

(ウハ書)

蓮花定院

御同宿中

有馬左衛門佐

直

純

三六六 有馬直純書狀

一書致啓上候、内々申請、緩々と可得貴意與存知、其段申上候處ニ、明日御立被成之旨、御殘多次第ニ候、將亦此式候へ共、白散面貳卷致進獻之候、誠書中之印迄ニ御座候、猶期後音之時、不能詳候、恐惶謹言、

十一月五日

(附箋) 御七代目

直

純(花押)

(ウハ書)

謹上 蓮華定院

御同宿中

有馬左衛門佐

直

純

三六七 有馬直純書狀

尙々、年少親子所迄御念被入候儀、不淺忝奉存候、以上、
從是社無音、誠奉背本意候之處、尊墨殊更御祈禱卷數依被懸御意、遠
路態御使僧被仰付候段、忝次第、難盡紙上奉存候、何樣上洛之刻致伺
公、可遂御禮之旨、宜預御披露候、恐惶謹言、

十一月廿一日

有馬左衛門佐

(附箋) 御七代目 直 純(花押)

蓮花定院様

尊報 侍者御中

三六八 有馬康純書狀

尙以、乏少候へ共、銀子壹枚令進覽候、以上、
御筭令拜見候、仍先度者爲御見舞御出之由、忝存候、殊御札并御樽

肴被懸御意、過分之至極候、猶追而可得御意候条、不能詳候、恐惶
頓首、

後七月四日

(附箋) 御八代目 康 純(花押)

有馬康純

(ウハ書)

有馬藏人

康 純

高野山 蓮花定院

御報

三六九 有馬康純書狀

遠路預御使僧、殊御祈禱之御札并杉原十帖、末廣一本被懸御意、御懇志
之至、忝奉存候、拙者事、此比上着仕、別而仕合能 御目見之仕候条、
可御心安候、何も在京中拜顔之節、萬々御禮可申上候、委曲大膳亮所
可申上候間、不能詳候、恐惶謹言、

有馬藏人

九月十二日

康 純(花押)

蓮花定院

尊報 御同宿中

三七〇 有馬康純書狀

先刻者御出、殊御札并十帖扇子被懸御意、忝致頂戴候、私儀此中風引罷有候付、不懸御目、御殘多令存候、爲御禮如此御座候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

十月十八日

(附箋) 御八代目 康 純(花押)

(ウハ書)

蓮花定院

御同宿中

有馬左衛門佐

康 純

三七一 有馬信勝書狀

尙々、雖輕薄候、疊鈍子一段令進覽之候、已上、

貴札到來本望存候、如仰之爾後者、稍久敷不能面談候、連々爲存計候、實ニ不寄存候之處ニ、遠方之在所預使僧候、畏入候、扱々在京之折節、別而懇意之段、于今無忘却候、如何様一度遂面候て可令申候、殊ニ兩種被懸御意候、過當之到候、委者使者申述候条、令省略候、恐惶謹言、

師走五日

信 勝(花押)

(ウハ書)

蓮花定院

貴報

有馬喜平次

三七二 有馬直政書狀

尙々、此式恐多候へとも、たはこ廿斤進上仕候、此地逸物ニて御座候、以上、

たはこ

有馬信勝

舊行人方一派文書

尊札令頂拜忝存候、殊御祈禱御卷數兩種被送下、遠路御懇志不淺致拜領候、隨分御使僧可遂御閑談存候所(マ)、拙子事在所程遠御座候故、不任所存、無音仕候事、奉背本意候、萬々御使僧ニ申入候、此旨可得尊意候、恐惶敬白、

有馬備中守

直 政(花押)

有馬直政

十二月十八日

(ウハ書)
蓮花定院

御同宿中

〔蓮華定院文書第十〕

○卷子本、

三七三 蒲生郷行書狀

条々

今度爲御札罷上候處、直ニ被加 御詞、誠無冥加儀共候、殊左兵衛事可被加御成敗儀候命を、對私被成御助候御事、難有存候、然者堅中を違會津を拂申上者、彌向後一切狀文之往來も不可仕候事、

一會津之儀、(蒲生氏郷)飛驒守如置目、(秀行)鶴千世儀(むか)もりたて可申旨被 仰付候、忝

存候、諸事無油斷嗜、家中之者下々にいたるまで、堅可申付候事、

一鶴千世家中之者、上下ニよらず、背御法度、猥之族御座候ハ、有

様ニ可申上候、自然余仁之口(カ) 御耳ニ入候と承候者、不被 仰出

候共罷出、腹をきり可申候事、

一太閤様御藏入、會津ニ御座候分之儀、御代官我等ニ被 仰付、外聞

蒲生氏郷置目
蒲生秀行

藏入

舊行人方一派文書

三四五

忝存候、念を入取沙汰仕、可致運上候、并鶴千世藏入諸賄方切米等之義、めいさいニ付記、毎年算用之儀可達上聞之旨、存知仕候、則年々卯月時分ニ罷上、遂御勘定可申候事、

右之旨、少茂相違申儀御座有間敷通、可預御取成候、以上、

文祿四年 九月廿一日 蒲生四郎兵衛(花押)

蒲生郷行

筑前守殿

山城殿

御申

三七四 藤堂高虎書狀

(端裏捻封ウハ書)

山城様御報

藤さこ

返々、やせんでらにて申候て、おどろき入申候、御とりなしの御禮、かたく、廿九日ニハ、必々可參候、以上、

黒田孝高 織田長益

御狀文如水の御返事拜見仕候、然者明朝我等所へ有樂様申入候お、は

たとしちねん仕、其方へ可參と申候、はやまへかと御やくそく申候キ、左様ニ候へは、同廿九日ニハ、我等一人成共可參候、た、し貴所さま御隙ニ候や、右分□かしく、

六月廿七日

(藤堂高虎 花押)

三七五 木下勝俊書狀

松茸

うへさま御せんもあかり申候や、御そくさいに御さ候や、うけ給たく候、かしく、この松たけ十一あけまいらせ候、もはや山にこれなく候、せめての事にあけまいらせ候、ことしはいか、候やらん、いてき申さす候、かしく、

十八日

(捻封ウハ書)

まいる

人々

(木下長嘯子 長せう)

長嘯子 木下勝俊

三七六 某黒印書狀

みりんちう

爲見廻飛脚并みりんちう一樽到來、心入之程令満足候、尙長兵衛かたより可申越候也、

十一月廿九日 (黒印)

山中吉内殿 (長俊)

三七七 池田秀雄書狀

尙以、御懇書忝存候、万々自是可得御意候、以上、

十一月八日之御使札、正月元日せつかいニおゐて拜見仕候、御事紛敷處御懇札、別而忝拜見仕候、

一博多へ當春可被移御座ニ付而、御普請并九州御用共被仰付、至博多

蔚山ニ唐人在住ス
唐人悉ク敗軍ス

御下向之旨、乍御大儀御名譽御仕合共、尤珍重不少候、其間御座候間、舊冬以書狀申入候、相違^(候カ)哉、不及申候へ共、無御油斷義肝要存候、一當表之儀、所々御仕置之城々、悉出來仕候、然處蔚山表唐人罷出及行候、於其御様子ハ、折節能御使御越候^(間様候カ)、可御申入候、正月四日唐人^(悉カ)敗軍仕候、後卷之衆則追討不知其數候、其御勢を以、^(御カ)人數可被押旨ニ候つれ共、何茂西^(續カ)ハ六日七日ニ日數一騎懸仕候間、人馬悉つかれ、且ハ兵糧不相^(續カ)付而御遠慮由、無是非儀候、千萬御殘多様子候、

一爰元御仕置之城、出來候ハ、歸朝可仕候間、萬端其刻遂拜顔、可得御意候、
一於博多我等式御屋敷申請度候、内々其御心得奉頼候、
一好藏主^(幸カ)ハ之御ふ^(仕カ)御届^(仕カ)候、則御返事申入候間、被遣候て可被下候、
一貴殿御所勞彌御本復候^(誠カ)、無御由斷御養生肝要存候、
一我等式も今度少相煩、蔚山へも人數^(自身カ)陸^(長曾我)遣、^(長曾我)ハ舟にて、土佐

舊行人方一派文書

侍從殿部元親なと同前ニ相働候、何も後面之時、可得御意候、恐惶謹言、

池 伊與守

(秀雄)(花押)

正月八日

(山中長俊)
山城州様御報

三七八 至 堯 書 狀

(端裏捻封ウハ書)

賀豊

山城州様人々御中 至堯

尙々、いつもいにしへを存出候て、打過迄候、一昨日候哉、三越へそと遂參會御事
申出候き、心事難述短筆候間、中く令省略候、以上、

其後遙久不遂拜面候、今度黃門上國ニ付て、我等も供仕候、ちと以參
拜申承度念願候へ共、いかにも他出候事難成候故、乍存無音、所存外
候、何様逗留中、於伏見御心靜可得貴意候、餘御床敷候間 呈一封候、

恐惶謹言、

二月廿三日

至 堯(花押)

三七九 烏丸光宣書狀

珍章喜悅之至候、誠 太閤御所無御座候へハ、各懸御目儀も無之候、朝
夕存出計候、如承候、漸花比候、御腦此間御大驗候、安堵仕候、將又
寄思召一折冊送給候、御懇情之段、難申謝候、芳面之節、万々心事可申
述候、返々御尋之段、中く難短筆申事候、恐々謹言、

二月廿三日

烏 丸

(長俊)
山中山城守殿

三八〇 津田信成書狀

(端裏捻封ウハ書)

城州様人々御中

以上

(津長カ)

津田信成

一書申置候、長因州煩以外ニ而、早時を相待申由、同小平次方ハ夜前
由越候間、今朝早々桑山左近(貞吉)なと同道仕罷下候、扱々明朝之儀、御殘多
存候、やかて罷下重可申候、此方へも可申入候、不及御報候、恐々謹言、
霜廿七日 (信成) (花押)

三八一 如尙書狀

例齋在寺之由、御床敷候、將軍御下向近日之由、執々不一樣候、多人數
尤候、勢州邊迄可爲御送候哉、大儀推量申候、諸國衆繁榮此時候、令察
候、隙を取(塗抹)しつめられ候ハ、期閑談計候、雨は打續可爲故障候、凡
□□明(塗抹)後日墜栗之□□期面談之時計候、かこく、

五月十三日

山中山城守殿 (長俊)

如尙

三八二 德賀伊勢守等連署書狀

閏九月十八日之 御朱印、十月廿七日頂載仕候、千穰万歳目出申上候、
寂年中罷上、御禮可申上候之處、無餘日候条、明春早々以參上可申上候、
聊非緩怠候、貴殿様偏御心付之段、盡未來、不可有忘脚候、殊更寺志摩(寺澤正成)
様、此中別而御懇之儀共、無申事候、是又御念故候、其元にて被成御禮
候て可被下候、此由可得貴意候、恐惶謹言、

有浦大和守

十二月十一日

識(花押)

同 伊賀守

□ 珊(花押)

寺澤正成

鶴田太左衛門

善(花押)

德賀伊勢守

成(花押)

□^(山)中橋内様

人々御中

三八三 德川家康・前田利家連署狀案

今度御渡海之支、前後之隨兵悉被殘置、以近侍之御人數、既可有御出船被相定畢、然某等強不顧其憚、謹言上之、被出龍船之後、^{コウシヨウ}々從之下背、^(輩)縱雖有疾風急雨之難、待晴何遲留哉、競渡之者豈不忘前失後乎、此旨達上聞、則先被遣甲兵、如被定置備、追々可被着陣、繼日可有御動座者也、先進之輩莫絕糧道、^{ツキ}舊穀未沒新穀既升、^{ミノル}若又否、^{イナナル}則令飛羽檄者

達 賢聰、速可辨之、謹言、

六月四日

加賀宰相 ^(前田利家)

武藏大納言 ^(德川家康)

暮春發武府到品川

籃輿品川路、吹送是春風、心共海天潤、興隨程驛濃、連雲村麥綠、映日野花紅、周歲遊羈況、今朝半作空、

雨中由比望海

驚潮回雲出孤洲、時見波間起白鷗、前嶺茫茫天色暗、滿江風雨一漁舟、過三原望士嶺雨而不見、三原指原吉原神原、

濛々細雨三原路、愁見士嶺雲霧堆、相約嶽神重過日、莫令清貌若斯回、其翌到安倍川、淫雨新晴士峯現巔、因戲賦小詩以述喜意、

雨晴仙嶺現清姿、斜絕雲衣望更奇、□重嶽神憐墨客、不令苦待再過時、

前田利家
德川家康

三八四 宗冬書狀

拜領の御小袖請取申候、可然様ニ御取成奉頼存候、懸御目候折ニ可申上候、恐惶謹言、

正月五日

宗冬(花押)

山城州様

人々御中

三八五 蜂須賀家政(?)書狀

今朝者被思召入御茶給、殊御茶入拜見、本望之至候、爲御禮令啓候、

尙々、今度ハ被入御念御茶被下、過分至極候、かしく、

蜂須賀家政

(端裏切封ウハ書)

山城州様

人々御中

(蜂須賀家政カ)

蜂庵

(蓬カ)

御茶入拜見

猶逗留中、以面心事可申述候、恐々謹言、

卯月五日

興(花押)

三八六 今井宗薫書狀

一八日ノ朝古織(古田重然)へ御茶被進之候、拙子も可參候旨、忝存候、必く可致參上候、

一明後四日ノ朝一服申度候、於御光臨ハ忝可存候、恐惶謹言、
十二月ノ二日
宗(今井) 薫(花押)

古田重然
邸茶會

今井宗薫

三八七 淺野幸長書狀

(端裏切封ウハ書)

淺紀伊守

舊行人方一派文書

山中山城□

幸長

猶々、各よりも御茶可被下と被仰候へ共、尾州へ罷越候ニ付無其儀候、返々御殘多
存候、以上、

御狀拜見仕候、仍來十日十二日迄之間、御茶可被下由、先以過分之至
候、併拙者儀者、各如御存、尾州へ御見舞ニ罷下候、罷歸候者、必參
可申候、扱々御殘多次第二候、猶期面上之節候、恐々謹言、

五月廿日

幸長(淺野)
長(花押)

淺野幸長

三八八 毛利輝元書狀

秀元若儀候間、彌万事御異見頼存候、於我等□、不可存忘却候、以上、

秀元爰許在京之事候、若輩と申、彼是以、御方乍御大儀、しかと御在京
候而、万事公儀内儀御肝煎候而、外實可然様憑存候、如此成立、悉皆
御方御苦勞肝煎之故迄候、此節之所專一候条、數年之御忠厚、無躰不

毛利輝元

罷成様ニと相存候付而申事候、我等心中氣遣此事候、委細宗西堂榎三
可申候、御分別頼存候、恐々謹言、

三月四日

輝元(毛利)
元(花押)

三八九 豊臣秀吉朱印狀

爲見舞書狀通加披見候、其城番等并普請以下、無由斷申付候旨尤候、
臆而歸陣待置候、猶木下(吉隆)半介可申候也、

壬九月廿日

大□□□殿(秀吉朱印)

豊臣秀吉

木下吉隆

三九〇 小堀政一書狀

かすか殿御立明日相延、廿八日之晚水口ニ御とまりと被仰候間、可有

其意得候、彦丞家ハあしく候間、よの所と被仰候、水口中ニて、いつれ
ニてもよき宿こしらへ可申候、肴明晩此方出し可申候、白子へ肴之事
可申遣候、せりはへゆなとハ、其方にてこしらへ置可申候、兵津へな
を取に遣し可申候、以上、

小堀政一

(小堀政一カ)
遠江

權左衛門とのへ
七左衛門とのへ

〔西門院文書第一〕

三九一 里見義頼宿坊證文

○卷子本、以下第三九九號マデ一巻トナル、

於高野山上總國宿坊之事、可爲如前々候、爲其及一札候、仍如件、

天正拾壬午年

九月廿一日

(里見)
義頼(花押)

西門院

三九二 里見義康宿坊證文

於高野山上總國檀那宿坊之事、可爲如前々候、爲其壹札進之候、仍如
件、

天正拾五丁亥年

上總檀那

上總國宿坊

里見義頼

西門院

里見義康

舊行人方一派文書

十二月九日

(里見) 義

康(花押)

三六二

西門院

三九三 里見義康宿坊證文

佐貫ニ於テ屋敷分ヲ寄進ス

從高野山下向之時分、爲宿坊於于佐貫屋敷分拾貫代進置候、爲其及一札候、仍如件、

(天正十六年カ) 戊子七月廿一日

(里見) 義

康(花押)

西門院

三九四 里見義康判物

神野寺

在子細、此度木食上人任御作意、於于上總國神野寺并寺領、猶近年大少人寄進之田地、旦那以下縱安房之國有之共、如前々高野山西門院江

高野山ノ法度ニ從フ

後々末代付置候、少彌方へ申理候得者、無異儀候、殊不入之儀相違有間敷候、雖然從先代法度狀不限、彼山中定置候透御分別尤候、扱又常住物隱田等其外無沙汰仁候者、無會尺可承候、則可令行其過候、爲後日一札進之候、仍如件、

天正拾八年庚寅

六月十三日

(里見) 義

康(花押)

高野山 西門院

三九五 里見義康判物

在子細、此度木食上人任御作意、於于安房國清澄寺并寺領、猶近年大少人寄進之田地、旦那以下縱上總國有之共、如前々高野山西門院江、後々末代付置候、殊不入之儀相違有間敷候、雖然從先代法度狀不限、彼山中定置候透御分別尤候、扱又常住物隱田等其外無沙汰仁候者、無

不入ノ義相違ナシ

舊行人方一派文書

三六三

會尺可承候、則可令行其科候、爲後日一札進之候、仍如件、

天正拾八年庚寅

六月十三日

(里見)
義 康(花押)

高野山
西門院

三九六 里見義康判物

兼約之田地、貳拾貫代并屋敷指副、於實倉之鄉進之候、仍如件、

(文祿三年カ)

甲午五月朔日

(里見)
義 康(花押)

西門院

三九七 里見義堯書狀

萬智院西門院、就檀那所諍論、預使僧候、具承届候、此上滿山被相談

萬智院

房州ハ萬智院ノ宿坊

如落着、上總者西門院、房州者萬智院可爲宿坊候、雖然義堯父子者何州在國候共、如先規房州之旦那所可相守候、來札も同前候、諸每彼口上申含候、恐々謹言、

三月十八日

(里見)
義 堯(花押)

西門院江

里見義堯

三九八 里見義堯書狀

房總宿坊之儀附而、萬智院西門院被及諍論候之處、滿山以衆議、如先規房州者萬智院、上總者西門院江落着候歟、肝要候、就中義堯父子事、何州在國候共房之宿坊可相守候、山中衆義も其分候、肝專迄候、委曲付は彼口門不具候、恐々謹言、

三月十八日

(里見)
義 堯(花押)

高野山
衆徒中

萬智院西門院宿坊爭ヲナス

三九九 里見義堯黑印狀

借用申候黃金之事

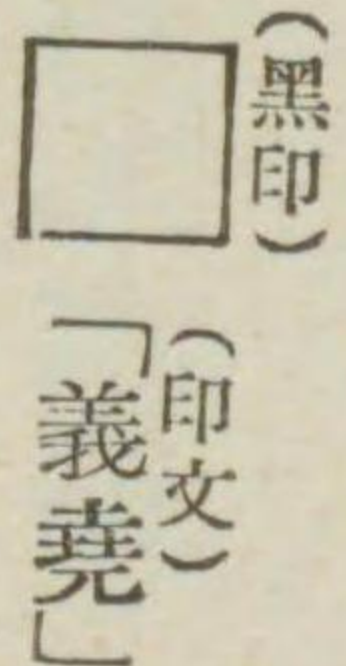
合而壹枚但其方秤也、

右請取申所實正也、此返辨來秋俵子を以、妙音院へ如相渡申候皆濟可申候者也、仍如件、

壬辰

卯月十三日

西門院へ



(印文) 義堯

里見氏西門院
ヨリ借金ス

妙音院

四〇〇 里見義賴判物

○卷子本、以下第四〇三號マデ一卷トナル、

於有吉之郷、永福寺龍藏寺兩寺領之内、五貫代、其外年員所五貫代、

有吉郷

都合拾貫代令寄進候、爲其及壹札候、仍如件、

七月朔日

(里見) 義

賴(花押)

神野寺へ

四〇一 里見義賴禁制

覺

一 謀叛殺害人之事、

一 奉公退窟仁之事、

付、百姓同前之儀、

一人勾引之事、

付、女山林之儀、

一 負物無沙汰人之事、

一 火付之事、

奉公退窟仁

人勾引

右五ヶ條之輩、山林之儀、一切可致停止候、仍如件、

天正八庚辰年

五月十日

(里見)
義

賴(花押)

神野寺

四〇二 里見義弘判物

(營力)

神野寺藥師堂大造榮被取立候間、在不入志次第有勸進被立可然候、巨細寶龍寺玄林齋可被申候、爲其一筆啓候、仍而如件、

天正六年戊寅

二月十六日

(里見)
義

弘(花押)

神野寺

里見義弘

江河

四〇三 里見義賴判物

此度江河之村手前之分、令新寄進候、於御寶前精誠之處尤候、爲其覃判形候、仍如件、

六月廿五日

(里見)
義

賴(花押)

神野寺

四〇四 松田憲秀過所

○卷子本、以下第四〇五號マデ一卷トナル、

自下總白井、高野山へ登僧、并代物拾貫文、御分國中無相違可通之旨、被仰出者也、仍如件、

(天正七年カ)

(朱印)(北條氏虎印)

卯

十二月十日

(憲秀)
松田左馬助奉

松田憲秀

舊行人方一派文書

御分國

役所中

四〇五 松田憲秀過所

自下總白井、高野山へ登僧、上下貳拾貳人、荷物貳駄、乘懸馬壹疋、御分國中無相違可通之旨、被仰出者也、仍如件、

(天正十一年力) (朱印) (北條氏虎印)

癸未

卯月廿日

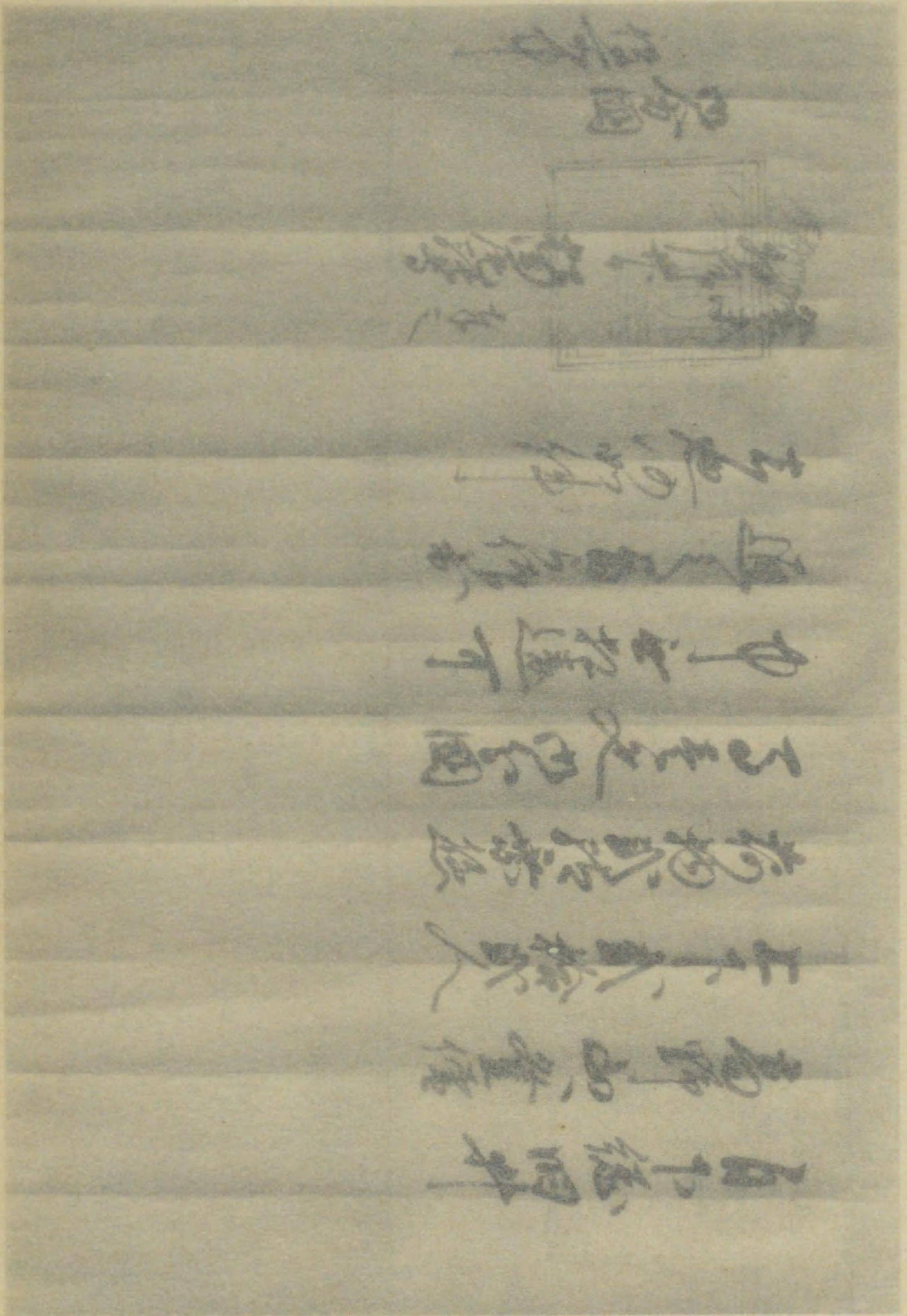
松田尾張守 奉之
(憲秀)

御分國

役所中

四〇六 某 黑 印 狀

○卷子本、以下第四〇八號マデ一巻トナル、



(照參書文號五百四第) 所 過 秀 憲 田 松

舊行人方一派文書

御分國

役所中

四〇五 松田憲秀過所

自下總白井、高野山へ登僧、上下貳拾貳人、荷物貳駄、乘懸馬壹疋、御分國中無相違可通之旨、被仰出者也、仍如件、

(天正十一年カ) (朱印) (北條氏虎印)

癸未

卯月廿日

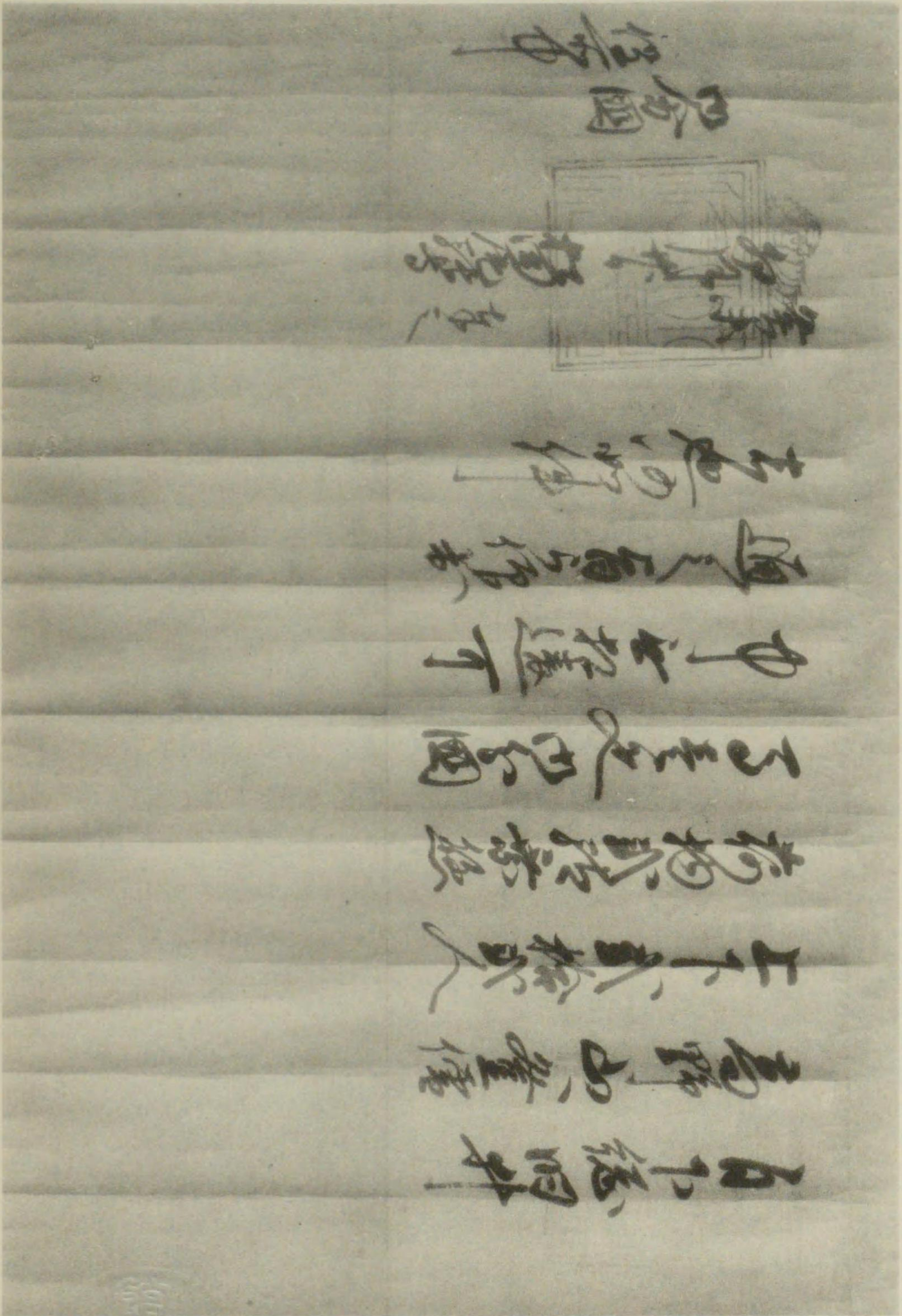
松田尾張守 奉之
(憲秀)

御分國

役所中

四〇六 某 黒 印 狀

○卷子本、以下第四〇八號まで一巻トナル、



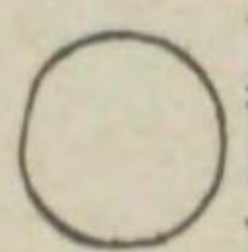
(照參書文號五百四第) 所 過 秀 憲 田 松

山下郡岡田村百十四石六斗貳升四合、北郡小浦村六十六石五斗三升、山下郡北條村之内護摩堂屋敷十石、合百九十一石寄附之狀如件、

慶長十一年午

(黒印)(印文不明)

七月三日



西門院

四〇七 圓融坊朱印狀

棟別三文
時宜御整候而、重而御下向之刻、某持内於知行者、(證力)參文棟別之義、如御所望之申付可進者也、爲御意得之一札進置候、仍請如件、

永祿七季

甲子

桃月吉日

圓融坊奉

高野山
順源

御陳所

四〇八 増田長盛黒印狀

今度改相渡申候知行方之事、

本錢卅七貫文

一七十四石

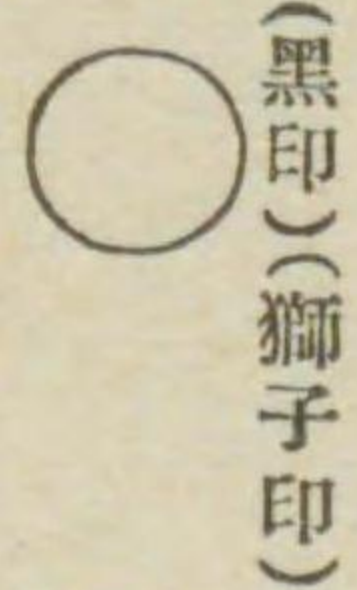
以上、

右以京舛可有納所候也、

いの村

増田右衛門尉

長盛



(黒印)(獅子印)

京舛

増田長盛

清澄寺

天正十八

十月七日

清澄寺

四〇九 隼人祐書狀

○卷子本、以下第四一一號マデ一巻トナル、

御尊札具拜見令申候、如仰去年は兵部大輔所江、調寶之御進物送被下

候、祝着候由被申候、涯分御取合之段令申候、殊當年も如例御音信簡要^(カ肝)之由被申候事候、當口御走廻之儀、何時も無沙汰□不可存候、巨細順賢房奉憑候條、早々覃御報候、恐惶敬白、

十二月十七日

隼人祐(花押)

謹上 西門院

御尊報

四一〇 武田豊信定書

今度高野ニ三間四面之御堂立申候付而、一ツ書以公物之儀申定候、

一本尊之黄金京目六兩相渡申候、

一材木取之事、以上之内黄金拾兩渡申候、

一不申定候得共、以上之内黄金京目廿兩此度渡申候、

一かのへ寅年以上之内共ニ指添、黄金百兩渡可申候、

一かのと卯年黄金五十兩、此内十兩供養迄ニ渡可申候、

豊信高野山ニ
堂ヲ建ツ

一かのと卯年、末代香花之分ニ黄金京目五兩渡可申候、是ニ而末代之儀濟申候、

一御堂者軒天井二重たるき、ひはたふきに可仕之由申定候、造作等者如何にも結構可被成板敷迄候、

一黄金之分、以上合京目拾七枚壹兩之分ニ相定申候、以上、

天正十七年己丑

武田豊信

二月十八日

(長南城主、兵部大輔)

豊信(花押)

〔ウハ書〕
西門院

御同宿中

武田兵部大輔

四一一 武田豊信一札

尙々、

かのへ寅年春中成共、夏中成共、善秀ニ御心安候方を貳人指添越御申尤存候、黄金之儀涯分尋申相渡可申候、若黄金たり不申候は、代物

物永樂渡可申候、爲後日一札以申候、以上、

天正十七年己丑

武田兵部大輔

三月十四日

豊信(花押)

西門院

御同宿中

四一二 里見義堯書狀

○卷子本、以下第四一三號マデ一巻トナル、

万智院西門院就檀那所諍論預使僧候、具承届候、此上満山被相談如落着、上總者西門院、房州者万智院可爲宿坊候、此等之趣於義堯父子不可有如在候、諸每彼口上申含候、恐々謹言、

三月十八日

(里見)
義

堯(花押)

西門院江

四一三 里見義堯書狀

房州宿坊之儀附而、万智院西門院被及諍論候之處、滿山以衆議、如先規房州者万智院、上總者西門院江落着候歟、肝要候、就中義堯父子事一人者何州在國候共房之宿坊可相守候、山中衆義も其分肝專迄候、委曲彼口門申含候、恐々謹言、

三月十八日

高野山
衆徒中

(里見)
義堯(花押)

四一四 里見義康書狀

○卷子本、以下第四二〇號マデ一卷トナル、

芳翰披見、如承意近日不申承候、然者來日爲大佛御普請可有御上洛候哉、于今當津在滯候間可待入候、隨而正木石見守鈴木備中守宿坊之儀承候、様子歸國之上相尋、自是可申入候、將亦眞里將事任貴札遂對顔

京都大佛ノ普請

候、猶以面可申候間不能細筆候、恐々謹言、

(天正十九年カ)
後正月廿四日

(里見)
義康(花押)

西門院 回章

四一五 里見義康書狀

一昨日如申談、國もとへ罷下候ハ、必く院家にも御下候て萬事談合申度候、御用意候而御下可有之候事、

一見地之上、知行之出め藏入ニ可申由存候、又下々より増右殿へ内々之御詫言申候共、御合點有間敷、御書物一通申請度候、將又何にも萬事所用之筋目談合申度候、はやく時分もふれ候得は、見地難罷成事ニ候、御稼候て可給候、恐々謹言、

(天正十九年カ)
六月十八日

(里見)
義康(花押)

(切封ウハ書)

見地(檢地)

安房侍從

西門院

參

從伏見

安房侍從

四一六 里見義康書狀

尙々、半途候間、早々及貴報候、

御着山不存候故、以使者不申入候處ニ、遮而御使者并二種一荷御芳贈
忝次第候、殊御違和之由一段無御心元存候、仍從是可申入候間、早報
之式非如在候、其時分萬事可申承候、恐々謹言、

安房侍從

(里見) 義

康(花押)

十二月廿七日

(同上)

西門院

參

四一七 里見義康書狀

尙々、そへふミたのミ入候、以上、

昨暮は爲使申候、然者廳而可有登山之由及承候、縱如何様之御障入候
共御出候之間御在留尤候、將亦上人へ先ニ飛脚進置候、自貴僧副狀被
成候ハ、可然候、彼口不知安内候間任入候、恐々謹言、

(里見)

義

康(花押)

霜月八日

西門院

まいる

四一八 里見兵部少輔書狀

返々、被思召寄御狀過分忝奉存候、以上、

御札拜見忝奉存候、如尊意之案外ニ此方和歌山へ罷越候、御間近候間
以飛札成共申上度候へ共、諸事不自在故如在仕候、當表御光儀ニ付て

ハ、以拜面旁可得御意候、殊二三種被贈下候、御心入不淺過分奉存候、病氣故御使僧ニも不得御意、如在迷惑候、恐惶謹言、

里見兵部少輔

卯月晦日

義 □(花押)

西門院様 尊報

四一九 里見甲斐守書狀

猶々、くハしく彌右衛門可申上候間、早々申入候、以上、

態使以申上候、先度者御使僧殊ニ色々御心付忝奉存候、内々罷登御禮可申上由存知候處ニ、彼是取紛御無音罷過迷惑申事候、隨而是式ニ候へ共、爲盆供代物五拾疋指越申候、萬事頼存候、如何様與風參上以可得尊意候、恐惶頓首、

里見甲斐守

七月九日

□ □(花押)

西門院様

御同宿中

四二〇 里見左京亮書狀

尙々、牛洗齋令相談候て、彼杉板之事、双方申分承候、殊□□返札可被申候へ共、折節在所在之故無其儀候、何も來春ハ頓而御下向可被成由承候間待存候、其節以直面積儀共可申入候、委細山か介可申届候、以上、

尊書拜見忝存候、厥已來ハ無音非所存候、去秋已來者御世上向ニ付て萬々御苦勞共候、長盛様貴院ニ長々御座候て、御氣遣之事候、乍去長盛様御仕合無御相違之様ニ承候へハ、義康ニも満足被申候、次清澄杉之事、山か介自分ニ取沙汰申候様ニ□^(善力)春觀順山預之披露候キ、貴院御爲ニ候由候て糺明被申候、何篇貴院御分別次第與此中ハ被申候而、我等ハ副狀にて申届候ニ相究候時分、貴院御狀并一書被差越候間、懇披

増田長盛西門院ニ滞留ス

露仕候キ、山か介承知無異儀候、猶先日福原信濃守を以、上物金銀其外之物共までも不殘返申候、御心安可被思食候、恐惶謹言、

(慶長五年)
十二月廿七日

□(花押)

(切封ウハ書)

里左京亮

西門院

御報御同宿中參

四二一 里見忠義母書狀

○卷子本、以下第四二三號マデ一卷トナル、

里見梅鶴丸

(端裏書)
「里見梅鶴丸母書翰」

なをく、くハしくハかの御しそう申され候へく候、めてたくかしく、御ねんころニ御文、ことにさらしあふき筆、なを御きねんのくハん(卷數)ゆをくり給候、幾久しくと祝入かたしけなく思ひまいらせ候、其もと御てすきに御くたりまち入まいら勢候、このはうかハる事なく候、御心やすかるへく候、めてたふかさねて申へく候、かしく、

かうやさいもんゐんへ

(安房)
あ わ

御返事

たて山々
○(梅鶴丸母ト傳フ)

四二二 里見忠義書狀

猶遠境御使僧御眞實之至候、以上、

御懇札、殊御祈念之卷數一合并瀑布貳端扇子油煙筆、如御書面到來目出珍重忝存候、如何様御下向可有之由承候間、待入存候、巨細左京亮可申宣候、恐々謹言、

六月廿一日

(里見忠義童名梅鶴丸)
梅 鶴

高野
西門院

御報

四二三 里見左京亮書狀

里見忠義

尙々、其以來ハ御煩無御心元存斗候、秋中御下向待存候、黒權右御音信忝存候由、拙者心得候て申候へこの事候、以上、

尊書拜見忝存候、殊瀑布壹端油煙一筆一五明三被掛御意候、遠境每度御音信、且は御隔心、且は祝着難櫃筆頭候、先可申候、梅鶴丸并母儀御進物御祈念之卷數、具令披露候、日出珍重之旨以直札被申入候、猶彼御使僧可有演說候、恐惶謹言、

六月廿一日

高野山

西門院

尊報 御同宿中

□ (里見左京亮)
□ (花押)

四二四 正木時茂書狀

○卷子本、以下第四二九號文書マデ一卷トナル、

尙以、御氣力能も無之由、笑止至極存事ニ候、御平和之上目出度御下向待存事候、何も懸御目可申述、頓首、

遠路尊翰忝披見申候、以來久敷不得貴意候、御氣合于今爾與無之由、一段無御心元次第候、無申迄候へ共、無御油斷御養性尤專肝存候、梅

正木時茂

鶴方へ御次日之御使僧忝存候、猶近々可申徹候條令略候、恐惶敬白、

六月廿二日

(切封ウハ書)

(正本)

時 茂 (花押)

正木彌九郎

時 茂

西門院

貴報 御同宿中

四二五 正木頼定書狀

檜柑

貴札拜見、如芳意去比者、早々得御意本望不過之候、然者見事之檜柑一臺被懸御意候、御芳志不淺賞翫仕候、我等身上向之儀于今相澄不申候而、時分柄迷惑仕候、御心付之所忝共無申計候、何も奉期貴面節候條不具候、恐惶謹言、

正木左衛門

頼 定 (花押)

十二月十五日

西門様

尊報人々

正木頼定

舊行人方一派文書

四二六 正木時茂書狀

以上、

御懇札具披見忝候、仍長盛高野へ御上、貴院二御逗留萬端御取紛察入候、併内府様御前長盛御仕合、無御相違様二承満足存候、仍清澄杉之儀二付而、一書を以様子承届候、其段可申付候、巨細左京亮可申届候、頓而可有御下候由待入候、恐惶敬白、

(慶長五年カ)

臘月十日

(正木)
時 茂(花押)

正 彌九郎

時 茂

西門院 貴報 御同宿中

四二七 正木時茂書狀

以上、

御狀披見畏悅至極候、仍而西門院御逝去之儀御力落奉察候、然而板物一送給候、御深切之程祝着之至候、次様子委被仰越候、從兩三人可被及御報候條、不能具候、恐惶敬白、

(慶長九年カ)

壬八月六日

時 茂(花押)

正木彌九郎

時 茂

細入坊 御報

四二八 正木賴時書狀

以上、

如尊札之未申通候處、御懇書忝次第不得申候、仍西門院案外二御遠行御力落察入迄候、因茲御用向候て御使僧被指越候、委者彌九郎殿へ可在御返札候條不能具候、殊二白布 壹端御音信慥二令參着候、猶青銅貳百疋進入仕候、御返事迄候、恐惶敬白、

舊行人方一派文書

(慶長八年カ)

辰ノ八月朔日

(切封ウハ書)

細入坊

御報 御同宿中

正木淡路守

頼 時(花押)

四二九 正木時茂書狀

御狀披見忝存候、仍御用之筋目ニ付、御使僧被指越候、御口門之通具承届候、則梅鶴ニ爲申聞、時宜落着申候、可御心易候、猶兩三人之者懇ニ可申達候、將亦被入御念色々之御音信祝着之至候、心事追々可申述候、恐々敬白、

(慶長八年カ)

林鐘四日

(切封ウハ書)

時 茂(花押)

從安房

正木彌九

細入坊

參 御同宿中

四三〇 正木時忠書狀

○卷子本、以下第四四二號マデ一卷トナル、

鴈書披見歡悅ニ候、追日御祈禱被成之由被露紙面候、目出祝着至極ニ候、當國上總之事、悉被致本意候、定而可爲御満足候、下總國與專弓矢ニ候、是も臆而可被屬本意候、將亦兩種贈給候、御芳志之至候、自是も態斗之鞞一口令献候、諸每猶令期來音候、恐々敬白、

(天文六年カ)

九月四日

(正木) 平時 忠(花押)

謹上 西門院

御同宿中

四三一 正木時茂書狀

如仰其以來者緬々令絶音問候處、遮而示預候、殊ニ 上様御祈念目出度令存候、然而愚所江三種到來祝着候、諸餘令期後信候條、不能重説

舊行人方一派文書

候、恐々敬白、

九月三日

(正本)
大膳亮時茂(花押)

謹上 西門院

御同宿中

四三二 胤 榮 書 狀

尙以、彼口上申付候、被聞召屆所給候、

自先日御内儀申達候、彼尊形能化衆へ尋申候得共、實儀被御覽届候方無之候、於御山實儀御存知御方可有之候間奉頼候、御名號慥ニ承届度候、能々以御書付可被仰越候、恐々謹言、

卯月十六日

胤 榮(花押)

西門院

參 御同宿中

四三三 源 實 房 書 狀

不存寄候處、御懇切ニ芳札令披閱候、於此方相當之儀不可存無沙汰候、然而摩利支天并扇子送給候、拜領目出存斗候、隨而鳥目五十疋進之候、萬端御使ニ申宣候、恐々謹言、

九月九日

民部少輔源實房(花押)

進上 西門院

御同宿中

四三四 胤 榮 書 狀

如貴札陽春之御慶珍重幸甚雖申舊候、不可有御際限候、仍當地火事被聞召及、以御使僧被仰越候、畏入候、大風故遠所之火事城内迄吹越申候、不及是非候、漸屋作等悉申付候、御心安可思食候、其元御隙明申候は早々御光儀奉待斗候、爲御祝儀三種被懸御意候、目出令拜領候、

舊行人方一派文書

三九一

摩利支天尊像
ヲ贈ル

源實房

類火ノタメ城
ヲ燒ケ

委曲御使僧憑入候、恐々謹言、

二月六日

胤 榮(花押)

高野山
西門院

貴報 御同宿中

鷹俣

追啓、告不動三幅被懸御意畏入候、雖不似合儀候、鷹俣十五進之候、

四三五 正木時忠書狀

御悃切示預快意之至候、當口無事可御心易候、就之去比彌九郎遠行、
吾々赤面可過賢意候、茲因彼爲菩提之一顆御山へ近身者共參詣、高室
院江差宿仕候故、御存分具被仰越候、承届此方之各々被申事も、其
自御寺家蒙仰筋目無御參儀由候、雖然御山之衆中御分別分明候者、相
違有間敷候、吾々名字中納得申候共、其口至御無調は無曲候歟、萬端
御使僧御口上憑入候、雖早々及閑札候、恐々敬白、

正木左近大夫

正木時茂死去

拾二月十三日

時 忠(花押)

西門院 御同宿中

四三六 多賀信家書狀

御懇書具奉拜見候、仍當國境目へ有御用、御使被爲下候、然者拙者所
へ油煙二丁下緒一筋并妻子へ紳一筋針十本送被下候、過分之至難申盡迄候、
委者什源奉憑候間、御申可被上候、萬事期後音候條、不能一二候、恐
々謹言、

多賀藏人佐

信 家(花押)

霜月十八日

西門院 御中

多賀信家

四三七 逸中信時書狀

追啓、小田喜之儀誓與相違可申こと于今不定ニ候、如此拙者申入義、必々御おんみつ被成被下へく候、當方陣へきこえ候ハ、即拙者赤面ニ罷成へく候、當地各ハ房州出所之人ニ候而、吾等事は自元上總普代與申、其上房州ニは御余跡無之候間、御届を申候而も進退罷成間敷候間、如仰申事候、將又某本領之知行之名を書付ニ而申入候、先々如何與可被思召候へ共、只今之分ニ而いなりニ踞候而は無所詮候、彼知行某前々代々の本領ニ候、當地大膳亮しやうがいの刻、いしゆある人□信以取申候、彼人事ハ房州へ罷うつり候間、あき所ニ御座候間申越候、如何様ニも被仰調、御いつさつニかきのせられ候て被下へく候、以上、

正木時茂自殺

返々、如此申義、御おんみつニ被仰調候て被下へく候、御披見之上此書火中へく、

的便喜悅壹筆令啓入候、抑此度關白様御發向ニ付而、貴院御下之由御太儀之至候、殊先日は三崎へ御使與而御着岸之由、内々以御貴面委申談度念望ニ候得共、小田喜衆は各渡海無用之由被仰付候間、無其儀候、仍當方之儀年來上へ御通用、其旨趣以今般も先忠被申候間、房總兩國

之儀は御相違有之間敷之由、大小人存候處ニ、安外ニ申慣分は、上總之國之儀は御違亂之由申來候、諸人失力候、實儀如何可有之候哉、依之自分存念之所書付以委申入候、此度貴院御下向拙者ニ者天之あたへ與存候、年來御懇切之所此時ニ相極候、畢竟共ニ拙者進退之義任入候、彼方へ委口上ニ憑入候間、具ニ被聞召届、御分別以被仰調、若當地相渡申候は、其刻御念を被入候而可被下候、偏憑たてまつり候、代々之御好與云取分拙者事は不淺年來御懇切ニ候條如此申入候、委者彼方口上ニ頼入候事候、恐々謹言、

逸中信時

逸 中

信 時(花押)

五月十二日

西門院

御同宿中

四三八 谷澤貞儀書狀

追而芳茗二袋并筆墨被送下候、目出畏入候、態扇子一本及進獻之候、

今度長印房被參候付而、爰元火事被聞召届、急度以御使僧被仰越候、
即爲申聞候、畏入候由被申候、其元御隙明申候付而は、早々御光儀奉
待候由被申候、城内屋作等悉出來仕候、御心安可被思食候、先日如申
上候、自分之儀者不慮ニ相遁申候、御旅宿可申念願迄候、此由可得貴
意候、恐々敬白、

谷澤丹波守

谷澤貞儀

二月六日

貞儀(花押)

西門院

尊報 御同宿中

四三九 釋藏院快辨書狀

其以來は從八幡御狀被懸御意、誠ニ過分至極奉存候、如御意其後者年
月遙ニ不能面談候、乍恐御床敷奉存候、扱々追日御繁榮之由承及候て

自何以満足此事候、内々參以面上申、萬況可申上候へ共、遠境之步行
乘馬以下等不自在之故、乍存候其儀令略候、然は内府様御着馬付而、
郷城可有御通候條、其時分御立寄一宿可被成候、如何様御通之砌は、
御立寄可致御詞候、万吉令期面上、(候脱カ)恐々謹言、

釋藏院

霜月十三日

快辨(花押)

西門院

御同宿中

四四〇 加藤弘秀書狀

先日は預御狀候、恐入奉存候、舊冬以尊意令出仕候、御恩賞生々世々
難申盡次第候、然者清澄寺鳥居之内之御田地、御披露候而御落居之由
被仰下候、尤肝要ニ候、乍去天津之帳面ニ貳拾壹石三斗九升付申候間、
代之地を被御申請可被下候、纔之儀候得共、甚五郎成敗前年五分一ニ

釋藏院

罷成候間、如此申入候、不限是此方知行方、被入御念候而可被下候、萬事奉憑候、殊船頭屋敷之儀代官ニ可申付候、是又可御心易候、諸事之旨可得尊意候、恐惶敬白、

小若

(賀藤越前入道)

弘秀(花押)

賀藤弘秀

謹上 西門院 御同宿中

貳月廿一日

四四一 保坂信長書狀

御懇書畏入奉存候、仍爲御音信如御書中被懸御意候、快意至極候、態鳥目五十疋令進獻候、誠之一儀迄候、何樣當國屬靜謐自是可申達候、此由、恐々敬白、

保坂左京亮

信長(花押)

保坂信長

三月八日

^{高野}西門院 御尊報

四四二 吉田下野入道正林書狀

尊書具奉拜見候、仍房州上總宿坊之樣躰蒙仰候、則令披露候、如返答者、於御山中各有御談合預御使候者、如御法度不可有無沙汰由被申候、去頃彌九郎就仕合、酒井兵庫助罷登候事者、別而致奉公候間、自分之筋目ニテ正印不被改候、委細之段逸見山城入道殿可有傳達候間、不能具候、恐々謹言、

吉田下野入道

沙彌正林(花押)

吉田下野入道
正林

西門院 御同宿中

極月十二日

四四三 加藤信景書狀

○卷子本、以下第四四六號マテ一卷トナル、

追啓、太良左衛門尉此度如何候、自房州之御取續等申候、若輩與申、於何事も無分別儀共候者、仰付肝要存候事候、已上、

貴札過分奉存候、將亦這般御下向御大儀不申及候、天下様御同座候、老後之思出仁、此度御陣下をも、一目見申度候得共、于今中風氣然々共無之候間、不及見物ニも候、然者去年奉憑候卵塔石塔夫婦共之歟、御立被成候由蒙仰候、諒以自分之満足不過之候、如何様懸御目、萬端可申伸候條、恐々謹言、

信景夫婦ノ石塔ヲ立ツ

加藤伊賀入道

信 景(花押)

(天正十八年カ) 卯月十七日

西門院

御返報 御同宿中

加藤信景

四四四 加藤弘秀書狀

先日御祈念之御まもり送被下候、目出満足致候、熊計ニ爲御普施脇指一ッ進之候、散々御座候得共、わさ之物ニ御座候間、愚老秘藏申候、御秘藏候者、猶以可爲大慶候、妻子かたよりも、態ハかりに布三板奉^(端カ)上候、何様面上之時分、御禮可申述候、恐々謹言、

脇指ヲ布施トナス

(天正十三年)

賀藤越前入道

弘 秀(花押)

閏 八月晦日

西門院

御同宿中

加藤弘秀

四四五 黒川弘重書狀

猶々、先日之御懇志難申盡候、如何様會面を以、諸餘可申述候、以上、如御昏面、先日登山之刻、種々御取成祝着至極候、下向之時分、委可及

舊行人方一派文書

歳暮祝儀

御暇請候處、山中未明罷出候間、疎意之様罷過候、然者歳暮爲御祝儀、屋形様へ一種壹荷并御臺様へ楮柑被進置候、則及披露候得者、遠路御便之□□御氣遣大慶之由被仰事候、拙夫へ楮柑被懸御意候、是又過分存候、至于明春者、早々御下向、爰元御様子御見舞尤存候、恐々謹言、

黒川弘重

拾二月廿二日

弘 重(花押)

(切封ウハ書)
西門院

自 (黒川甲斐入道)
黒甲入

四四六 黒川弘重書狀

尙々、それにて御肝煎、御太儀無申事候、以上、

御書面奉披見候、然者上様へ御禮可被申上日限、未相定候故、先々それまで可被罷上由承候、其段爲申聞候得者、御尤之由被申候、乍去宿なと無之候間、自是以使可申入よし被申事に候、其時分吾等も委可申

述候、恐惶謹言、

黒川甲斐入道

弘 重(花押)

(天正十八年カ)
霜月六日

西門院

人々御中

四四七 黒川弘重・加藤弘景連署書狀

○卷子本、以下第四五三號マデ一卷トナル、

貴札令拜見候、其以來不能尊顔候、併御堅固之由及承御肝要奉存候、兩國御無事候條可御心易候、然者去比御一山各中、秀吉様江御目見被申候所、御機嫌能御座候而、殊更此度も爲御使僧御越之所ニ、猶又始申終如思食御目見被相調候由、目出珍重候、委細彼是被仰越之旨申届候、大悦之由候、我々兩人より宜申進之由ニ候、哀御下向候へかゝ、積儀共申宣度念望候、恐惶敬白、

加藤太郎左衛門尉

高野一山ノモ
ノ秀吉ニ御目
見ス

舊行人方一派文書

(天正十三年)

八月十五日

四〇四

弘 景(花押)

黑川 甲斐守

弘 重(花押)

西門院

御同宿中

四四八 黑川弘重・加藤弘景連署書狀

幸便之間令啓達候、仍其以來不能尊顔候、自何御堅固之由及承御肝要奉存候、兩國御無事ニ候條可御心安候、然者去比秀吉様へ自其山中爲御使僧御越、始中終如思食被仰届、物毎御成就之由目出珍重候、就中彼是之儀共具被爲仰越候、能々令披露候得者大悅之由候、如何様重而可被申入候、將亦此度岡本へ以御直札被仰通候、然所ニ御書札前々ニ相替候之故、爲後日候之間先以我等兩人より返し申候、御直書者此方ニ相留致寫令進覽候、重而御切紙なと被進置候者、加藤太郎左衛門尉

殿與奥ニも上卷ニも可然候歟、如此之筋目者請内儀申達候、殊山中從余院之御書札も傳奏書ニ御座候、爲御心得申宣候、定而自教順房委細可被申達候條、不能細筆候、恐惶敬白、

加藤太郎左衛門尉

(天正十三年カ) 壬 八月十五日

弘 景(花押)

黑川 甲斐守

弘 重(花押)

西門院

御同宿中

四四九 加藤弘景書狀

猶以、教順坊之儀、御理之上者疎意存間敷候、以上、

兩度之貴札眞實以畏入候、仍去春秀吉様御出馬ニ附而、根來寺破亂之時分、其許之御様子無御心許奉存候處、却而 高野山御信仰、殊金堂御再興之由承候、目出御肝要存候、然者兩度共種々之御音信御隔意之

秀吉根來寺破亂 秀吉高野山ヲ 信仰シ金堂ヲ 再興ス

至迷惑候、次二一種進置候、諒一儀迄候、委細御代僧善勝御口門二可有之候間、及御早報候、恐惶敬白、

加藤太良左衛門尉

(天正十三年) 壬八月廿三日

弘 景(花押)

西門院

御報御同宿中

四五〇 黒川弘重・加藤弘景書狀

急度令啓達候、仍疾仁茂可有御登山候處、至昨今抑留被申候、意趣者
(里見義頼カ)太勢院第三年之吊、於此方雖致之候、同高野山仁卒都婆一本被立度念望候、其供養爲御布施、黄金拾枚渡御申候、路次中御大儀候得共頼入之由、自拙夫兩人委細可申届段被申付候間、以連判申達候、如何様來春御下向之時分、以貴面可申達候、恐々謹言、

加藤太郎左衛門尉

里見義頼三年
布施黄金拾枚

(天正十七年カ) 九月十五日

弘 景(花押)

黒川甲斐入道

弘 重(花押)

西門院

御同宿中

四五二 加藤信景書狀

態一書を以申候、抑此度御下向ニ付而、日夜之御辛勞無申事候、仍而太郎左衛門此度之御取次申候事、天道めうか不及是非候、惣別自分ニも此度罷立御陣家之様子をも見申、後世之えたいニも可致かと存候處ニ、煩氣故不罷成候、誠以天道ニもはなされ申候かと存候、然者其元之御使なと太郎左衛門一人致申候由及承候、(輩カ)若背と申萬端不調ニ候間、いか、ニ存候、其元之儀者御貴僧御前ニ可有之候、誰成共御一人引添られ、御使以下をもさせられ候へく候、殊二年來別而御貴僧をハ御たのもしく存候間、此度太郎さへもん被引立候様ニ、御もくしき矢田殿へ御

關八州本意程
ナシ

ちそう御前ニ可有之候、御當方御證人以下、御催促之儀も候ハ、太郎左衛門など御使以下致さる(ヤカ)へうニ、御取成肝要ニ存候、殊ニ武藏さかみ下總までも御本意ニ候得者、關八州之御本意程有間敷候と存候、太郎左衛門身體趣之儀、貴僧御前ニ可有之候、偏ニ憑入候事候、恐々謹言、

加藤伊賀入道

(天正十八年カ)
五月五日

信 景(花押)

西門院

御同宿中

四五二 加藤信景書狀

近日御登付而、預御切紙候、祝着ニ存候、殊ニ當年御登候得者、相遠與言、懸御目御雜談を茂不申述候、誠々無沙汰之様ニ罷過候、殊ニ西門院之御返事、昨日指越申候、態計之木綿十端指添申候、能々御心得頼入候、恐々謹言、

追而、武藏殿御母(案)へ安内指添越申候、定而委彼方可被申候、

加藤伊賀守

(天正十三年カ)
八月十一日

信 景(花押)

西門院御代僧

御報

加藤信景

四五三 加藤信景書狀

春中善勝下向之時分、御書札祝着令存候、殊此度其口無御心元存候處、委蒙仰候、秀吉様高野山御信仰之由、我等一身之様令満足候、來春邊此方へ御下向も候者、積儀共可申述候、然者下之坊山中ニ逗留之由承候、申迄も無之候得共、御懇切候者可爲祝着候、隨而教順事様々意見申候へ共、此度之儀者不被罷登候、如何様ニも來春邊意見申爲登可申候與存候、委曲令期後音之時候、恐々謹言、

加藤伊賀守

秀吉高野山ヲ
信仰ス

(天正十三年九)

閏八月十一日

西門院

御報 御同宿中

信

景(花押)

四五四 堀賴忠等連署書狀

○卷子本、以下第四六三號マデ一卷トナル、

追而、梅鶴所々鳥目五百疋進被申候、御首尾迄候、以上、

如尊書雖未申通候、示預候、猶我等へ御音信共忝存候、仍梅鶴丸へ御書狀并板物貳端被進候、披露仕候、我等々相心得可申由候、次西門院御遠行ニ付而、義康近年被進置候知行之儀、此度も無御相違様ニと各存事ニ候得共、別而國中相改被申候間、不及披露候、從房主御成人候て御下向之時分者、定無沙汰被申間敷候、委細者御使僧へ申渡候條、不能具候、恐惶謹言、

里 左京亮

(花押)

(慶長八年九)
八月九日

牛洗齋昌察

牛洗齋

昌

(察力)
昌(花押)

堀賴忠

堀能登

賴

忠(花押)

細入坊

尊報

四五五 堀賴忠等連署書狀

猶々、護摩堂之事者、如前々善春坊可被差置候、以上、

西門院御寺領之儀付而、御使僧重而被差下候、隱居種々被入念候故、護摩堂小浦村岡田村右三ヶ所、如前々被進置候、爲御心得以連判申入候、委細順教坊可被申候、恐惶謹言、

揚安齋

揚安齋

(里見左京亮)

(花押)

六月二日

牛洗齋

昌

(察力)
□(花押)

堀能登

賴

忠(花押)

細入坊

尊報

四五六 山中長俊等連署書狀

尙々、急度被仰付被相濟尤候、以上、

先日以書狀申入候、於關東 御朱印九ツ調進之候、方々御朱印錢到來候處、貴所御取次西門院無沙汰被仕候哉、奧山^(興)上人御内儀之由候間、各馳走被申候處、今迄御延引如何候哉、時分柄之儀候間、急度可被仰付候、若猶御由斷候者、木食^(應其)へ直ニ可申入候哉、急々可被仰遣候、恐々謹言、

白江善五郎

關東ニテ御朱印
九ツ調進
御朱印錢

白江正重

十二月廿二日

正 重(花押)

自 庵

宗 是(花押)

回 齋

宗 補(花押)

山中橋内

長 俊(花押)

回齋宗補

自庵宗是

山中長俊

大村由巳老

(大村)
由巳老

人々御中

四五七 眞里谷勝房書狀

尙々、彼人ニ御尋被成、月牌御立可被下候、以上、

去時分者、月牌之義申上候處、三本立被置候而、請取并三種被掛御意候、外聞與申忝奉存候、仍今度我等好之者、月牌立申度由申候條申上

月牌

候、同三本望二御座候間、出入之才覺者彼人可申上候、如何様以時分可申上候、恐惶敬白、

眞里谷勝房

眞里谷將監

勝房(花押)

三月七日

西門院御法印様

四五八 治部少輔勝清書狀

去年順賢房御下之時分、御懇書慎令拜見候、抑去以後者不能面上候、千年万年之様、朝夕墓々御床敷奉存候、次當國弓矢無際限候、我等苦勞可有御推量候、巨細彼御坊申含候條令略候、恐惶敬白、

三月八日

治部少輔勝清(花押)

謹上 西門院

御同宿中

四五九 中野重吉書狀

以上、

如御尊書未申通候處、具二蒙仰候、先御住御死去不存候而不申入候、遠路御使僧、殊二高宮貳被懸御意候、忝次第奉存候、向後者拙者似敷御用等可被仰付候、少も疎意存間敷候、恐惶敬白、

七月十日

重吉(花押)

(切封ウハ書)

中野長藏

重吉

西院當御住

御尊報

四六〇 里齋書狀

爲見廻示預、殊更永樂貳十疋被懸御意候、御懇之至候、於爰許別而

舊行人方一派文書

中野重吉

御志畏入存候、爰元之様子、委細加藤太郎左へ申入候間、不能巨細候、

うつのみや
こが

一かまくらへの御ひめ君、此方へ御越候由尤候、然者うつのみや迄無御越候共、こかと申所ニ御逗留候て尤之由被申候、御上之刻、こかにて御禮をも被仰上可然之由候、何も御禮之御理具ニ申聞候、一義康様此方へ御越候付而、貴所も御越候て可然之由被申候間、必御出待入候、尙其刻以面上可申入候、恐々謹言、

里齋

八月五日

(切封ウハ書)

(里齋)

□(花押)

西門院

御報

(里齋カ)
りさい

四六一 式部大夫信應書狀

態預御使祝着令存候、如御來意先年御下、永々御逗留候之處、取亂故

西門院ヨリ螺
ヲ贈ル

早々申承候而、於于今無御心元存候、然而御祈念之儀奉頼候、隨而御約束之螺被掛御意候、一段秘藏令申候、態計鳥目百疋令進覽候、巨細御使僧頼入候、恐々敬白、

三月廿日

式部大夫信應(花押)

進上 西門院

御貴報

四六二 平胤之書狀

御芳札之趣則令披閱候、仍去比亡父日盃^(牌)之代物相上申候處、御嚴密御領納御神妙之至畏入奉存候、次所持仕候半銅令進覽候、一段御賞翫之由被露紙面候、簡要ニ令存候、御隙之刻御下向候者尙以所仰候、委趣順玄奉頼候間、早々及御報候、恐々謹言、

胤元ヨリ半銅
ヲ贈ル

平胤之

小春晦日

(刑カ)
形部太輔平胤之(花押)

謹上 西門院

尊報

舊行人方一派文書

四六三 昨夢齋紹旨書狀

紹巴

追而申候、直ニ申入候ことく、紹巴之文共の事、殿へ頼入候、物の本をも御きもいり候て御届可給候、天神之繪ハかり、そなたにさしをかれ候て、其外之返事共をハ急度此方へ御こし頼入候、將亦、此度種々殿へ御取合忝存候、臆而罷登彼是御禮可申入候、次ニ冬中ふと上洛申候ハ、於京都連歌興行之仕合、不相調儀可有之候、至于其分者銀子二枚ほど借用申度候、爲御心得兼而申達候、以上、

昨日者有急用、城へ罷登候内、御立ニ候間御暇乞不申候、仍義康母儀へ殿よりの御返答、昌察同道申候て申わたし候、いの、事ハ不及申、あまつのうちの御寺領之事も、御心得候よし仰候、猶山中御寺領まで、守護不入、諸役不可有之段、被相心得之由候、殿よりの御口上、能々拙者申わたし候、爲御心得申入候、里齋御急之間此外不申候、此由可得貴意候、以上、

昨夢齋

昨夢齋紹旨

十月九日

(切封ウハ書)

紹旨(花押)

昨夢齋

紹旨

西門院

參御同宿中

四六四 國吉信春書狀

○卷子本、

幸便之間書中以申上候、仍而夏中路次無相違御歸國、日出度奉存候、其時分久留里へ參候而、御暇乞可申上候之處ニ、旦那所用差相候之間、不及其儀候、定而御無沙汰申様ニ可被思召候、何様來春中必山中望ニ候間、其時分懸御目萬可申上候、然而某宿守申事ニ、當秋俵子を廿俵相渡申度由申候之間、於爰元教順房へ其分申候之處ニ、尤之由被申事候、圓如寺へ十俵相渡可申由被申候、重而拾俵者、教順請取可申由被申候之間、尤之由申事候、蘭塔之分相殘五百文ノ分、中之坊へ十俵嚴密ニ濟申

候之由、宿守申候、某自分六儀之儀子、近日中之坊へ渡可申候、七月四日之尊書、近日自圓如寺御越被成候、過分之至ニ存候、且那事者九月廿六岡本へ在城被申、(日脱カ)意庵我々事者未左貫ニ踞候、さて又鳥山殿龍崎殿、有子細被及傷害候、委儀者重而可申上候、急候間早々申上候、此由御披露、恐々敬白、

追啓、意庵齋書中以可申候へ共、差儀無之候條、不能其儀候、以上、

國吉内匠助

拾月四日

信 春(花押)

西門院

御同宿中

國吉春信

四六五 道哲書狀

○卷子本、以下第四六八號マデ一卷トナル、

(封紙ウハ書)
「行勢法印御房 道哲」

日牌
養雲軒

一兩年以前、御日牌之事、懇被走廻候、喜入候、巨細養雲軒可被申遣候、謹言、

三月廿七日

(道哲)
(花押)

行勢法印御房

行勢法印

四六六 土岐義成書狀

猶、態計威徳院へ最花百疋、此度之使僧へ誂申候、以上、

態御使僧畏入候、然者開置候代物之内拾貫文、愛宕山威徳院江御渡候哉、餘御聊爾ニ候、一向不案内之人ニ候、其上從長床坊近日御使僧被下、如何にも申定候、至向後者不可有疎意之由被申候ニ付而、長床坊江最花拾貫相渡候由申、てつしよ迄超候、定而其口へ可參候、如何様ニも長床坊江御渡候而可給候、將亦其時分者大峯江爲代官與、山伏兩人立置候、并有所用侍三人指添候、貴院江も可爲參候、委細仁者口上仁

愛宕山威徳院
長床坊

土岐義成

申含候、恐々謹言、

八月十日

(土岐山城守) 義

成(花押)

西門院

御貴報

四六七 土岐義成書狀

當春中開使僧候、并卷數色々被懸貴意候、一段令祝着候、將亦亡父詔被申候貝一ツ、此度送給候、慥ニ請取候、從此方青銅貳百足進之候、聊表一儀迄候、委曲御使僧ニ申含候條、不能具候、恐々謹言、

八月十日

(土岐山城守) 義

成(花押)

高野山

西門院

御貴報

四六八 土岐朝信書狀

去年爲狀申候爲返札、御懇切示給候、畏入候、仍盃壹對贈給候、祝着之至候、巨細之段重而可申候間、不能審候、恐々謹言、

二月十八日

(土岐大膳大夫) 朝

信(花押)

西門院

參

土岐朝信

四六九 黒川弘重等連署返濟狀

○卷子本、以下第四八〇號マデ一卷トナル、

覺

借物返辨之分

金貳枚貳兩壹分三朱之中、

此不足之分貳兩貳分三朱歟、

「此不足壹分一朱半歟、

合而貳枚五兩貳分、

「此内參兩不足之分、此度指越申候、以上、

以上、

借物返辨

(天正十七年)

己丑

九月廿四日

本名肥後守(花押)
黑川甲斐入道(花押)

西門院

御同宿中

四七〇 平胤貞書狀

依無題目未申述候、非本意存候處、御懇切札苟欣悅之至、何事歟可過之候哉、於向後者相當之儀等、無御隔心可蒙仰候、不可有無沙汰候、委曲御使憑入候間、不能巨碎候、(細カ)恐々謹言、

十一月二日

平胤貞(花押)

謹上 西門院

尊答

四七一 平胤之書狀

平胤貞

御懇切預芳書候、則令拜閱候、仍而如御掟之、先年御代官御下着之砌、萬端取紛故早々申候、内々無御心元奉存候キ、然處此度爲御代官順源御下向、尙以畏入令存候、去比母候者日盃之儀相渡令申候、今般者亡父入道日盃候、慥彼御方奉渡候、一入御廻向所仰候、心緒難盡紙面候間拋筆候、恐々謹言、

十一月五日

(刑)形部太輔平胤之(花押)

謹上 西門院

御返報

四七二 胤榮書狀

尙々、無際限御弓矢、山中之儀朝暮無御心元奉存候處、逐日御繁榮之由目出奉存計候、將亦御初尾三百疋任先例候、

御代僧御下向、長々御在滯無御心元之由、重而御使僧下着、山中何事無之由承届候、誠以目出簡要奉存候、愚拙事自先祖禪宗代々ニ候、至

禪宗ヨリ眞言ニ改宗ス

舊行人方一派文書

四二五

于當年御宗旨ニ罷成候、定而可爲御満足候、御下向之時分委細申達度迄候、萬吉令期來信候、恐々謹言、

十月十二日

胤 榮(花押)

謹上 西門院

御同宿中

四七三 昨夢齋紹旨書狀

返々、去秋之御返書無到來候、無御心元候間、愚意及再裁候、(載カ)關白様東國御靜謐有程間敷候條、今一度致上洛、可奉得尊意所存無他候、自陣中申入候條、不能詳候、以上、

去月下旬西門院俄ニ下國候とて、愚所へ之御返書并一卷等無所持候、無御心元候、雖然御父子無御恙之由物語候、專祈奉存候、仍去年夏愚拙名之字之事申達候處、紹をうへにか下にか置候へと預尊翰候を、國守有披見、紹旨と被相定候、其以來近國之人存知仕候間、乍憚先段如申上紹旨之名被相定たる尊翰拜披大望候、如此候上紹旨之名被相止付

俳名ノ附與ヲ望ム

而者、近國之人不得貴意紹旨と替候故、被相止候なと、とり、申候者、可爲失面目題目候、御分別候而紹旨之名無御別條、尊翰拜受仕度候、先書ニ意趣申達候條、抛筆候旨可得貴意候、恐惶頓首、

(天正十八年九) 卯月廿四日

(昨夢齋) 紹 旨(花押)

臨江齋(紹巴)

參人々御中

臨江齋紹巴

四七四 意庵齋道甫書狀

追啓、下地御馬數寄存候間、大坪ニ而涯分念入、白橋之鞍一口進上申候、必御賞翫所仰候、將亦下之坊別昏以可申候へ共、御意得所仰候、

去秋尊札如拜恩顔、祝着此事候、然而且那燈爐之儀、急速被爲鉤、御請取之儀下給候、即刻旦那江相渡候之處、歡喜不斜之由被申事候、於我等も同意奉存候、就其重而御下向之時分致御供、我等も登山可申心中候、

舊行人方一派文書

四二七

眞言秘密ノ佛法
威光他ニ異ル

殊今般善昌房御下向、無何事御登山、於愚拙も喜悅無申計候、猶以御山從諸國之尊拜、於遠國も無其隱候、誠以眞言秘密之佛法、朝日上高山如照低下之群類、威光異他候由、於拙夫も欣喜拜悅無極存候、雖多心事期再來之條令相略候、恐惶敬白、

意庵齋

(天正十三年九)
壬八月十七日

道 甫(花押)

西門院

御報 御同宿中

意庵齋道甫

四七五 民部大輔綱清書狀

去秋御尊札并兩種送給候、日出度畏令拜見候、雖輕微候鳥目五十疋進覽、誠壹儀迄候、萬事令期來信之時候條不具、恐々敬白、

卯月五日

民部大輔綱清(花押)

謹上 西門院

御同宿中

四七六 土佐守道泉書狀

御懇切御一書被下候條、畏入奉存候、然者御代官下御申候、子候八郎右衛門存生候者、御用等可走廻候之處、如此之上無是非次第候、何樣來春御下向以拜面萬端可申上候、巨細之段彼御方頼入候間、早々申述候、恐々謹言、

十二月十七日

土佐守道泉(花押)

謹上 西門院

御報 御同宿中

四七七 山室氏勝書狀

如仰未申通候處、預御尊書候、恐悅之至候、然而亡母妙快御廻向之由承及候、誠以御芳志無極候、我等若輩故歲來無沙汰令申候、此般御代官越御申候、殊仁進物贈賜候、畏入奉存候、雖輕微候鳥目令進獻候、

巨碎彼御方御雜談可被成候間、令略候、恐々謹言、

山室孫四郎

氏 勝(花押)

山室氏勝

拾月廿八日

西門院

御同宿中

四七八 伊賀守隆忠書狀

正印所

摩利支天

預貴札候畏入候、仍觀音院以前無御相違付而、正印所へ蒙仰候、目出度被及御報候、於吾等も満足此事候、然者摩利支天扇子被懸御意候、過分候、態鳥目貳十足令進獻之候、恐々謹言、

十一月一日

伊賀守隆忠(花押)

謹上 西門院

御同宿中

四七九 信 貞 書 狀

(端裏切封)

正印所千座護
摩ノ御札

御懇預尊札候、忝畏入候、并正印所千座護摩之御札、腹卷甲被指越候、一段目出珍重之由被申、被及尊報候、隨而愚所へ御札薄板物被懸御意候、目出畏入候、爲御祝義鳥目百足進之候、遠境候間、併表一儀計候、萬吉令期後音候、恐々謹言、

十月十三日

信 貞(花押)

西門院

尊報 御同宿中

四八〇 大炊頭義信書狀

去春者預芳翰候、委細披閱令申候、仍昌識房住山申處、御懇志之由、殊院家之事御渡之由示給候、雖然愚拙父子にも無御談合卒爾と如此候、

不慮ニ存候、就此儀老父昌識ニ不對面候、隨而當國從去夏以外籍亂候、
靜謐候者、從是可申宣候、恐々謹言、

三月三日

大炊頭義信(花押)

謹上 法印行勢

御返報

四八一 勝行遠書狀

○卷子本、以下第四八八號マデ一卷トナル、

猶々、其方々、御尊前計之御頼之由被申候、幸爰元へ御下候間、啐啄被存、御下之
砌、おしつけ被罷越、御前を頼被申候つる、雖然昨今御下ニ候砌ハ、被仰上候事い
か、ニ被思召、御遅延ニ候つる、もはやよき時節ニ候間、一簾御意見を御申候て、
孫五郎身上之是非をも、被爲仰聞可被下敷、加太郎左頼申候間、如此申入候、將又
村左衛門當國へ被參候は、彼人をも被引添、御談合可然敷と、併左衛門ハ公私隙故、
當年ハ參候事延引被申候、同御手透候者、卒度館山へ御上、堀能登など被遂御談合、
御稼之所御尤候、以上、
追而、御尊報次第、拙夫可罷上候、其節可得尊意候、已上、

此中者遙ニ不遂面上候、其元ニ御在留之由及承候、内々以參上可得尊
意候得共、自江戸罷歸打目氣故ニ、御本所へも不參仕候、各存候事候
間、非如在候、然者度々頼入被申候加孫五郎歸參之儀、時分柄與云、
義康江戸へ與風被參候も不被知與云、御内證被仰入可被下之段、尊前
へも以書狀被申入候、猶我等も御前へ頼入候由、書狀越被申候、御隙
者御際限有間敷候へ共、御頼母敷存候て、被申上候間、少被入御情、
一圖御返答罷出候様ニ、御鹽味御尤候、恐惶謹言、

極月八日

行(花押)

(切封ウハ書)

勝長門守

行 遠

西門院

御尊老中

四八二 南美作守・佐野大炊頭連署書狀

京稱目

借錢五貫文之分、貴院稱以京目壹兩、慥請取令申候、り分三わりの勘定以、來秋黃金にて嚴密に相濟可申候、後日ために兩人之一札進之候、委細逸見御雜談あるへく候、以上、

佐野大炊頭(花押)

天正十九年辛卯三月十九日

南 美作守(花押)

西門院

御同宿中

四八三 逸見信時書狀

猶々、近日 上意様可爲御下向候條、如何様一夜門參、御暇乞可申承候、已上、令借用黃金之儀、御指越候之、畢竟御合力與存候、京目二分慥請取申候、先段如申先日御走廻之黃金、來秋可被相登候條、其砌自分借用之分をも、嚴密ニ可返置候、子分三わり之分致勘定、可返置候、委細門參可

申展候、以上、

天正十九年辛卯

卯月十四日

信時(花押)

(切封ウハ書)

西門院

○(逸見中務ノ略書ナラン)

御同宿中

四八四 増田長盛書狀

其許御逗留候者、義康近日此方へ可有御越之由候間、必御同心待入候、我等事字都宮城ニ御番被 仰付在之事候、上様やかて可被成 還御候間、先度如申候、房州御知行方之儀、改それくニ上總衆被有付候様ニ可被 仰付旨候間、可御心安候、將又佐竹宇都宮、何も爰許之諸侍妻子、悉京都へ被差上候、義康御事御ふくろ可有上洛候由、此度も被 仰出候間、無由斷御用意御尤候、恐々謹言、

増 右

逸見信時

諸侍ノ妻子悉
グク京都へ差上

增田長盛

舊行人方一派文書

(天正十八年九)

八月五日

西門院

御返報

長盛(花押)

四三六

四八五 增田長盛書狀

御狀本望候、大津之儀早速相濟珍重存候、先手之儀何角申候へ共、實說不相聞候、此方見舞之儀無用候、恐々謹言、

大津攻略相濟

増右

(慶長五年カ)

九月十七日

長盛(花押)

西門院廻報

四八六 休意書狀

以上、

休意

從右衛門尉飛脚被遣候間、一筆令申候、仍此面へ可被成御越之由候御大儀共候、定而 義康様可被成御越と存事候、もし御用之儀候者可被仰付候、右衛門尉ニ不申聞、隨分我等處にて、御ちそう可申候、一こ、もとハ不參にて候、其御心へ候へく候、爲御才覺令申候、尙以面可申承候、恐々謹言、

(天正十八年九)

七月廿四日

休意(花押)

宇都宮

さいもんらん様 まる人々中

きうい

四八七 西山兼永書狀

以上、

御懇札忝拜見仕候、遠路爲御見舞と、御使僧被成御下、殊ニ種々御音信之物送被下忝存知候、御使僧御馳走可申處ニ、爰許ハ江戸江參、石船

舊行人方一派文書

四三七

旁々ニ不得隙候故、無音迷惑仕候、將亦少分之御音信にて御座候へとも、銀子壹枚進上申候、誠書中之驗迄ニ而御座候、猶御使僧江申入候間不具候、恐惶謹言、

西山兼永

西山大炊

兼永(花押)

神無月十五日

西門院様

尊報

四八八 胤秀書狀

尙々、相當之御用等も候者、不替可蒙仰候、委御使僧ニ申候、

未申承候處、今度御使僧、殊御守種々御取揃被懸御意候、誠難申盡過當之至存候、因茲態迄、從老母方も御初尾二十疋、自拙者方も同前候、然ニ去春、兄候者之仕合ニ付而御代僧、幸ニ存、日倍錢六貫文、并位牌錢二十疋、彼御使僧渡置候、相殘候分、來春者速成就可申候、其間之儀御

御初尾
日倍錢
位牌錢

心得尤候、猶御使へ申候、恐惶敬白、

神無月九日

胤秀(花押)

謹上 西門院尊報

〔西門院文書第二〕

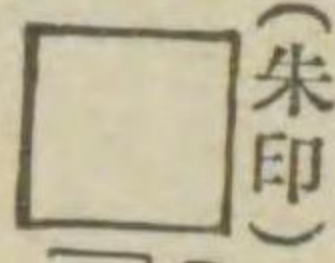
宿坊爭ヒハ代々ノ判形ヲ先トナシ滿山ノ先トニ從フベシノ

四八九 里見義堯朱印狀

○卷子本、以下第四九四號マデ一卷トナル、

兼而妙音院與房州上總且那國分之事承候、代々之判形を爲先、以滿山之
咄無異儀可有御濟候、爲其以印判申届候、仍如件、

己丑九月十五日

 (印文) 義堯

西門院

四九〇 里見義堯書狀

上總國諸檀那之事、如前々山中落着候間、正木大膳亮所江連判被指越
候由申候、令得其意候、分國之者共可申付候、恐々謹言、

八月五日


(里見) 義

堯 (花押)

西門院

四九一 正木時茂書狀

高室院ト上總檀那ノ事ニツキ問答ス

就當國上總國檀那之儀、西門院高室院御問答之様候、時茂如申者、於
山中有御沙汰、諸院化中^(家カ)以御連判承候者、末代之處可令落着候段申付
候、御證文被指越候、任其儀日牌燈明渡申候、節高室院代僧下向、
彼御連判何も西門院御知音之衆候間、不審之様ニ被申候得共、堅意見
申候、於此上も八人之御連判歟、高室院御證文被指越可給候、殊勸進
者任心落成候之由、高室院之代僧被仰候、其分候哉、是又具可蒙仰候、
委曲彼口上可有之候、恐々敬白、

八月三日

(正木) 大膳亮時茂 (花押)

西明院 御同宿中

成慶院 同

正木時茂

安養院同

五大院同

謹上 中生院同

四九二 正木時茂宿坊證文

上總國旦那中之事、蒙仰候、尤如前々不可有相違候、爲後日候之間一筆令進之候、恐々敬白、

二月十四日

(正木) 大膳亮時茂(花押)

謹上 西門院 御同宿中

四九三 平信茂書狀

就房總旦那宿坊之儀、先承蒙仰候、亡父事も山中御老衆可爲如御法度

由被申候キ、然者此度被及防戰候之處、衆中以御制(マ)令無爲末代之處被相定候歟、專要候、滿山如御首尾不可存無沙汰候、委細任口門候條、不能(詳カ)祥候、恐惶謹言、

三月十五日

平信茂(花押)

謹上 西門院 御同宿中

平信茂

四九四 平信茂書狀

就房總兩國旦那宿坊之儀、万知院西門院被及防戰御對論候處、山中院家中以御制(マ)、末代之儀被相定候歟、簡要令存候、御當山如御首尾如在不可申候、巨細彼口上憑入候、恐惶謹言、

三月十五日

平信茂(花押)

謹上 連判御院家 御同宿中

〔西門院文書第三〕

四九五 西門院快傳前書

○卷子本、以下第四九八號マテ一卷トナル、尙此ノ外ニ松平清行以下、同家中ノ書狀十六通アルモ、時代ノ新ラシキト、其ノ内容餘リ重要ナラザルヲ以テ收録セズ、

越智氏ハ松平氏ノ門葉

(晉) 越知玄蕃頭家秀公當院雖爲御宿坊、世々依如何成子細歟、音信中絶仕而已、于然我等正徳第貳辰之年中、在勤之砌、嘆敷存知、越知氏之御系圖尋探之處、當時松平兵部大輔様御門葉之由承知、大慶不斜、當院代々之重寶、家秀公御手翰ヲ以御願申上之所、由緒不淺之趣被聞召上、御歸依被成下條々如左、

西門院中興

快傳(花押)

四九六 松平氏系圖書

御實父母

清楊院殿
長昌院殿

文昭院殿

松平兵部大輔清武公

越知

御養父母

長昌院殿御妹
圓珠院殿

松平内藏頭清行公

文昭院殿

松平清武

松平清行

四九七 越智家秀書狀寫

尙以、御懇狀本望之至候、御隙之刻必御下向待存候、已上、

舊行人方一派文書

分國ノ諸卒長陣

御折帟令披見候、永々關東ニ御在國之條御床敷存候處、御仕合能登山候由尤御心安存候、如御書中去々年御下之刻、何之御馳走申儀無之背本意候キ、路次迄御越候時分、御山之衆同上様御改候條、一段令機遣尋申候つる之處、無異儀御下之趣承届、御心易存候つる、其許御隙之砌不計御下待存候、不限拙者當年者御分國之諸卒令長陳(陣)、難義非大形候、併北國迄無殘筑州被申付、西國之事者不及申、關東之儀者家康別而入魂之事候間、天下靜謐迄候、御寺之儀も、如何様共御入魂候て可然與、御我執故存事候、委曲小作善四郎可申候、恐々頓首、

越智玄番頭(卷)

家秀判

五月廿日

小田原西門院御返報

〔御直書ハ松平兵部大輔様御所望ニヨリテ差上候〕

越智家秀

四九八 松平清武書狀

松平兵部大輔

清武

〔端裏書〕

西門院

御坊中

尙々、預御持參物不淺存候、以上、

昨日者御來儀、掛御目致大慶候、依之其以後茂御來儀御演說之趣、被入御念儀存候、爲御禮如此候、恐惶謹言、

正月廿日

清武(花押)

四九九 里見忠義折紙寫

清澄山中如前々進之候間、無非道有様之仕置候而、猶諸佛殿造營被入

祈願所

念可有修造候、祈願所殿主住物寺領勸物以下、定置候通不可有相違候、仍如件、

里見忠義

(垂見)

忠義在判

慶長十五戊戌九月廿二日

西門院

(追筆)
「若斯本紙上總國周集郡鹿野寺有之、

正徳四年中夏

宥傳檀越時寫之」

五〇〇 成願寺源海定書

(端裏書)

「此一紙上總神野寺在之、

于時正徳四年卯月 宥傳檀越之時寫之者也、

本文判紙鹿野寺在之也

(端書)

「成願寺と本末契約之節、源海方より取置候證文寫」

神野寺申通書付之事

本末契約

本末契約切替

一當寺二代以前在様子、本末之筋目切替申候之處、此度西門院勢仁御下向ニ付而、下郡之玄識房殊ニ秀明院爲使僧種々詫言申、末寺一通ニ仕候事、

出仕八年二度

一出仕之儀者正月三月兩度ニ相定候事、

護摩ノ執行

一護摩之事者、於其寺執行可被成候、爲其附法狀進之候事、

座席四町割

一神野寺座居之儀者、惣門徒集會之時は四町割、拙僧左江成共右ニ成共、但膳は懸盤ニ可致之候事、

寺中滅罪(壇家)ハ志次第

一寺中方滅罪之事者、志次第ニ可在之事、

右之五ヶ條、於後代相違申間敷候、爲其一札令進之候、仍如件、

慶長十九年甲寅

成願寺

三月九日

源海書判

高野山

西門院 御同宿中

五〇一 西門院勢仁添狀

成願寺より請取申候一札寫指上ケ申候、但直筆之在判者、神野寺留守居ニ預ケ置申候間、御請取可被成候、仍如件、

西門院

勢仁判

元和五年九月三日

智積院僧正様

西門院勢仁

〔西門院文書第四〕

五〇二 大塔本尊造立目安

○以下第五〇六號マデ一卷トナル、

大塔本尊丈尺

高野山大塔本尊丈尺之覺

胎藏界五佛 中尊之居長八尺八寸、

座之高五尺五寸、光一丈五尺五寸、

四佛 各居長七尺、

座之高四尺五寸、光一丈二尺、

已上、

戊五月七日

文珠院
寶性院

小堀政一

五〇三 小堀政一書狀

尙々、繪御たつね候て此坊主に御のほせまほしく候、其外何にてもうり道具御尋候て御のほせ御ミセ候へく候、承候へハ來秋までも其元ニ可有御滯留やうに申候、其分ニ候哉少々御下候かしと存候、以上、

先日は早々得御意御殘多存候、拙者事播州埴明罷上候處ニ、方々山公事
在之所可致見分之由被仰出、方々山をありき四五日以前臥見へ罷歸候、
然ハ文珠院と其元學慮之衆(侶カ)と出入御座候つる由少も不存候而此頃承候、
驚存候、高野山ほと公事このミハ無之と取沙汰仕候、誠ニ不及是非事
候、

一其元何比まで御滯留被成候哉、たま〜上方ニ在候刻ハ御登山故不
申承候、

一此坊主何方にやらん牧溪之繪在候をミセ可申と申候、ものうりなと
にハのほせ申さぬなと申候、御肝煎候而貴さま御宿より被拜御のほ
〇(參ノ意カ)

文珠院ト學侶
爭論ス

牧溪ノ繪

せ可被成候、人にミセ申ましく候、其外何方にても繪表具如金紗候
ハ、御のほせ御ミセ可被成候、繪ハ何ほとちいさく共可吉候、恐
々謹言、

小遠江守

(政一)
(花押)

う月廿九

見樹院さま

見持院

五〇四 片桐出雲守以下連署書狀

尙々、根來右京殿ハ御煩故、加判無之候、以上、

一書申入候、大塔御造營ニ付、三谷村まで大工小や屋敷ノ年貢米、何
程にて御座候哉、銀子ニ御つめ候て御書付可被下候、并同所百姓家之
引料之事、其者迷惑不仕様ニ御積り候て可被下候、最前家之上中下指
圖仕らせ、其方へ進之置候、右二色共ニ御書付次第銀子可遣候、恐惶

大塔造營ノ大
工小屋々敷

謹言、

極月十三日

松村吉左衛門(花押)

本多因幡守

本多因幡守(花押)

片桐出雲守

片桐出雲守(花押)

見樹院様 人々御中

五〇五 佐久間直勝(?)書狀

去日ハ御狀忝存候、然ハ長一中より之一書則御本丸へ相届ケ申候、御返事ハ跡より上せ可申候、將又文珠院御上り被成候間、其元ノ様子御物語可被成と存候、片桐出雲殿御下被成候、彌煩おもり萬事かきり體ニ御座候、又大たうノ御奉行小出大和殿被仰付候間、萬事はか可參と存申候、尙期後音時候、恐惶謹言、

大塔造營奉行

佐久間直勝

(佐久間直勝カ) 佐將監

六月九日

直(花押)

見樹院様貴報

五〇六 寶性院・見樹院連署書狀

尊書令拜見候、然者大塔御本尊入札ニ不罷成候様ニと、内々訴訟申上候ニ付、佛師之儀誰々上手ニ而在之との儀このま候へ、其通御年寄衆様可被仰上候旨得其意存候、拙者式も無案内之儀ニ御座候故、誰をと有様申上兼候、併京都二而ハ大佛師左京御公儀之御用等も承候ニ付、手之者ニも上手御座候由申候、先年大塔之御本尊も左京先祖之者仕候、大藏と申者も上手之由承候、南都にてハ式部と申者、其外一兩人も上手御座候由承候、右之内御吟味被成被仰付可被下候ハん哉、諸事可然様ニ御年寄衆へ御取成所仰候、恐惶謹言、

大佛師左京

八月廿八日

見樹院

寶性院

片桐出雲守様

本多因幡守様

貴報

本願院

〔本願院文書〕

五〇七 鍋島勝茂書狀寫

○卷子本、以下第五一〇號文書マデ一卷トナル、

(軸背書)

「勝茂公御書翰寫」

遠路預御使札、殊御祈禱之御札被懸御意、則令頂戴候、隨而杉原十帖末廣一柄并油燈墨五挺種々贈預、御懇志之段過分之至ニ存候、去年時分ハ國元へ御下向ニ候へとも、何之御馳走をも不申候處、爲御禮被入御念候、御書中誠以御慇懃之至令存候、我等事此中相煩候つれ共、漸々暖氣ニ罷成候故、大形得驗候條、可御心安候、何も御使僧可爲演說候間、不能具候、恐惶謹言、

鍋嶋信濃守

勝 茂 判

二月十六日

本願院 御報

鍋島勝茂
本願院

舊行人方一派文書

五〇八 鍋島勝茂書狀寫

一書致啓入候、仍拙者二親石塔造立、成就仕候由申越致満足候、貴僧樣節々被成御見廻、別而被入御念候通令承知忝存候、以來も御心懸之儀頼入申候、然者爲供養以使者申入候、御指南候て御修行可忝候、隨而是式二御座候へ共、小袖一重銀子廿枚致進入候、誠輕者迄二御座候、何茂此者可申述候間、不能審候、恐惶謹言、

鍋嶋信濃守

二月八日

勝 茂 判

本願院 御同宿中

五〇九 鍋島勝茂書狀寫

去三日之御飛札忝令拜見候、如御書中去月十八日十九日當御地不慮之

上 本丸二ノ丸炎

大火事出來、御本丸御二之丸令炎上、公方樣早速西之御丸へ被爲成、御機嫌能被成御座恐悅奉存候、諸屋敷町屋大半燒失、拙者屋敷も類火ニ而三ヶ所燒申候、併下屋敷兩所殘候て責而之儀候、拙者事此中より愈々何角煩敷于今しかと無之迷惑申儀候、遠路被入御念示預過分之至存候、何も期來音候、恐惶謹言、

鍋嶋信濃守

老眼故印判可被成御免候、

勝 茂 印判

二月十一日

本願院 御報

五一〇 鍋島勝茂書狀寫

遠路御使札忝致拜見候、仍如例年爲御祈禱、長日不動護摩御執行之御札被懸御意、則令頂戴候、彌御精誠之儀所仰候、隨而杉原壹東末廣一本并墨二箱筆二對吉野葛一箱岩茸一箱種々送預、每度被入御念御懇志之段過

吉野葛、岩茸

舊行人方一派文書

異國船歸帆已後參府

分之至御座候、此表聊相替儀も無御座候、拙者參勤申候儀御老中へ以使札得御意候處、異國船歸帆已後可致參府由、以御奉書被仰聞候、然者拙者事七月末眩暈差出申、其後も切々指發有之煩敷候付而、異國船出船後何れ共參上可申與存、折角養生申事候、今時分ハ大形能成候條御心安可被思召候、何も御使僧可爲演說候間不能詳候、恐惶謹言、

鍋嶋信濃守

此中眩暈氣候て判形難成付而、以印形申述候、可被成御免候、

勝 茂 印判

九月十六日

本願院御報

五一 鍋島勝茂書狀寫

○卷子本、

(軸背書) 勝茂公御書翰寫

一書令啓入候、仍拙者二親石塔四十九院建立仕候二付而、供養之儀申入候處二、先月十八日ニ曼荼羅供被成御執行候由、別而忝存候、被入

勝茂二親ノ爲メ石塔ヲ建ツ

御念御執成ニ而御座候通、從副嶋太郎左衛門細詳申越、御懇志之至難申謝次第二候、隨而玉屋石塔殊靈前御廻向朝暮被成、御懈怠有間敷候由被仰聞忝存候、彌頼入申候、何も期後音不克審候、恐惶謹言、

鍋嶋信濃守

勝 茂 判

卯月十五日

本願院

五二 鍋島光茂書狀寫

○卷子本、以下第五一九號マデ一卷トナル、

(軸背書) 光茂公御書翰寫

先月廿七日之御狀致拜見候、如仰當春之御慶雖事舊珍重申納候、然者爲御祝儀御祈禱之御札并未廣杉原十帖墨五挺被懸御意、彦法師へも御札、其外種々被下御懇情之段、別而忝存候、如來意先年者國元へ被成御越候得共、何之御馳走をも不申入殘念之至候、猶期後喜不能詳候、恐惶謹

鍋島光茂

二月十八日

高野山
本願院 御報

(鍋島)
松平丹後守

光 茂 判

五一三 鍋島光茂書狀寫

一筆令啓達候、祖父信濃守死去付而爲御燒香、先日ハ遠路國元へ御下、殊般若理趣經十二卷御持參寺納候由、入御念候儀過分之至存候、右爲御禮以使者申入候、然者是式候へとも銀子十枚令進入候、書中之驗迄候、恐惶謹言、

鍋島勝茂死去
ニツキ理趣經
ヲ寺納ス

六月廿七日

(鍋島)
松平丹後守

光 茂 判

本願院 御同宿中

五一四 鍋島光茂書狀寫

追而、銀子三枚令進候、誠書中之印迄候、以上、一筆令啓達候、仍舊冬祖母死去之刻、爲御吊在所江御使僧を以、御經被相納候由申越、遠路被入御念候儀忝存候、爲御禮如此候、恐惶謹言、

二月二日

(鍋島)
松平丹後守

光 茂 判

本願院 御同宿中

五一五 鍋島光茂書狀寫

家來相良求馬迄之來札令薰誦候、然者以使僧御祈禱之御簡并十帖一本被懸芳意、過量之至候、猶期後音候、恐惶謹言、

(鍋島)
松平丹後守

十月十一日

本願院 廻報

光 茂 判

五一六 鍋島光茂書狀寫

來翰披覽候、殊御祈禱之御札并一束一本被相贈之、怡悅之至候、猶期後喜候、恐惶謹言、

九月十二日

本願院 廻報

(鍋島) 松 丹後守
光 茂 判

五一七 鍋島光茂書狀寫

去三日之御飛札忝令拜見候、如御書面當御地不慮之大火事出來候て、

我々も類火ニ逢無是非存事候、爲御見廻示預、於遠路爲被入御念儀御座候、何も期後喜候、恐惶謹言、

二月十二日

高野山 本願院 御報

(鍋島) 松 丹後守
光 茂 判

五一八 鍋島光茂書狀寫

遠路預御使札令拜見候 如來意祖父信濃守死去申、我等心底之程可有御察候、入御念使僧被相越過分存候、恐惶謹言、

五月廿三日

本願院 御同宿中

(鍋島) 松 丹後守
光 茂 判

鍋島義峯死去

五一九 鍋島光茂書狀寫

御狀令拜見候、鍋嶋義峯死去付而、遠路御使僧を以示預入御念之儀過分之至候、爲御禮如此候、恐惶謹言、

(鍋島) 松 丹後守

光 茂 判

六月十九日
本願院 御報

五二〇 鍋島綱茂書狀寫

○卷子本、以下第五二一號マデ一卷トナル、

(軸背書)
「綱茂公御書翰寫」

家來生野織部迄芳札、殊以御使僧御祈禱之御札并一束壹本被掛御意、御念入候段過分之至存候、猶期後喜候、恐惶謹言、

(鍋島) 松平信濃守

鍋島綱茂

九月廿五日

綱 茂 判

本願院

五二一 鍋島綱茂書狀寫

芳墨殊御祈禱之札并十帖一本送預、自在所相達、入御念之段過量之至候、尙期重音候、恐惶謹言、

(鍋島) 松平信濃守

綱 茂 判

二月三日

高野山
本願院 廻報

五二二 中野全助書狀寫

○卷子本、以下第五二四號マデ一卷トナル、

(軸背書)
「御紋御免許狀寫
勸化御免許狀寫」

舊行人方一派文書

中野全助

勝茂公御過去帳ニ付中野全助殿より狀寫

鍋島家本願院
へ家紋ヲ許ス

高野山本願院御堂其外出來ニ付而、御紋之儀本願院より實相院貴寺迄被仰遣候趣、達御耳申候處、餘寺ニ茂御檀那方之御紋有之由候條、御心次第ニ可然由御意候、此旨實相院へ被仰達、本願院御使僧へ可被仰渡候、已上、

二月廿八日

中野全助 判

福滿寺法印様

五二三 池内三郎右衛門・鍋島縫殿助連署書狀寫

高野山本願院御堂護摩堂燒失ニ付而、從侍從様銀子壹貫目被成御合力候、各様よりハ御心持次第御奉加可然由候、已上、

本願院燒失ニ
ツキ合カス

十二月廿六日

池田三郎右衛門 判
鍋嶋縫殿助 判

五二四 中野全助書狀寫

日峯養泰院

奉加帳并過去帳新敷御誘被相渡候、信濃殿判形相澄申候條、只今持せ致進入候、新敷過去帳ニ日峯養泰院日牌書付候様ニと被仰候得共、古于奉加帳之裏ニ書載可申由ニ而判形被仕候、次めニも其身印判押之申候、爲御心得候、已上、

三月十九日

中野全助

南藏院様

五二五 越前守以下連署知行免許狀寫

○卷子本、

(軸背書)
「御寄附狀寫」

河州之内

延命院地藏之敷地

河州延命院

舊行人方一派文書

三丈

三重之內

三段二丈

富益之內

三段 此内一反二丈
妙音院分

小杭之內

壹段

嘉世村中原古賀南蓮町内

壹段

右九段之在所、三ヶ一上納之儀被成御免許之由候、爲御存知候、已上、

天正十六年

十二月六日

安房守 判
飛彈守 判
越前守 判

高野山
本願院 參

後奈良天皇

西塔修造

三光上人

〔大圓院文書第一〕

五二六 後奈良天皇繪旨

(包紙ウハ書)
〔三光上人御房 左大辨〕

高野山西塔修造事、雖回工匠之斧釘未遂其功、徒經年序由所奏定被歎
思食耳、仍觸大師門徒中都鄙之諸寺、各勸隨分之懇志、早遂土木經營
□致大厦之成(速力)、
□(彌)□(抽)□(國)□(家)□(快)□(樂)□(之)□(精)□(力)丹清者、可爲神妙(之)□(旨)□(力)天氣所候也、
仍狀如件、

天文十六年三月廿一日

左大辨(花押)

三光上人御房

五二七 立花宗茂宿坊證文

愚領糟屋菟田從兩郡中上洛之輩、至貴坊可遂參上之由得其意候、堅可申觸候、不可有疎意候、恐々謹言、

立花宗茂(統虎)

高野山 壬 正月十二日

新 坊御同宿中

(立花宗茂) 統 虎(花押)

五二八 立花親成宿坊證文

當家宿坊之儀、前往申談儀候條、其筋目無相違可預御馳走事、可爲祝着候、殊家中之者共、當山節々可致見物候條、可被添御心事賴存候、恐々謹言、

立花親成

高野山 十二月十一日

新 坊

羽柴左近

(立花) 親

成(花押)

五二九 立花尙政書狀

追而、青銅三百疋令進候、誠改年之祝詞計候、以上、

愛染明王護摩供

如尊翰當春之嘉祥猶以珍重存候、仍爲御祈念愛染明王護摩供百座御執行之通、忝存候、彌武運長久之御祈禱所仰候、殊爲御祝儀兩種被懸御意候、誠御懇志之至畏入存候、猶從是可申入候、恐惶謹言、

羽柴左近大夫

(立花) 尙

政(花押)

二月十日

新 坊御報

立花尙政

五三〇 立花忠茂宿坊證文

當家宿坊之儀、先住已來申談候義、不可有相違候、恐々謹言、

立花左近

立花忠茂

正月十一日
高野山
新坊

忠茂(花押)

五三一 立花廣茂宿坊證文

我等宿坊之儀、前住以來申談候之條、聊不可有相違候、恐々謹言、

立花左近

立花廣茂

正月十一日
高野山
新坊

廣茂(花押)

五三二 立花宗尙宿坊證文

我等宿坊之儀、前住以來申談候之條、聊不可有相違候、恐々謹言、

立花飛彈

立花宗尙

八月四日
高野山
大圓院

宗尙(花押)

五三三 立花清直宿坊證文

我等宿坊之儀、前住以來申談候條、聊不可有相違候、恐々謹言、

立花飛彈

立花清直

六月廿日
高野山
大圓院

清直(花押)

五三四 立花鑑致宿坊證文

我等宿坊之儀、前住以來申談候條、聊不可有相違候、恐々謹言、

立花左近

立花鑑政

十二月九日
高野山
大圓院

鑑 致(花押)

五三五 立花鑑壽宿坊證文

我等宿坊之儀、先代之通聊不可有相違候、仍如件、

寬政十年

立 左近將監

立花鑑壽

十二月廿三日
高野山
大圓院御房

鑑 壽(花押)

五三六 立花鑑賢宿坊證文

我等宿坊之儀、先代之通聊不可有相違候、仍如件、

文政二卯

左近將監

立花鑑賢

八月十五日

鑑 賢(花押)

高野山
大圓院御房

五三七 立花鑑廣宿坊證文

我等宿坊之儀、先代之通聊不可有相違候、仍如件、

天保二卯

立 萬壽丸

立花鑑廣

九月廿五日

鑑 廣(花押)

高野山
大圓院御房

五三八 立花鑑寬宿坊證文

我等宿坊之儀、先代之通聊不可有相違候、仍如件、

弘化四未

左近將監

立花鑑寬

正月廿八日

鑑 寬(花押)

高野山
大圓院御房

〔大圓院文書第二〕

五三九 立花宗茂書狀

至大坂、愚母被遂堪忍候、別而被添御心之段、乍案申御頼敷畏存候、彌奉頼候、仍而木室內五町進置候、倍武運長久之御祈禱所希候、委細猶瀬戸口十兵衛尉可申候、恐々謹言、

正月十一日

(立花宗茂)
統 虎(花押)

新御坊
參御同宿中

五四〇 立花宗茂知行寄進狀

紹運爲菩提、於三郡間五町分置進之候、全御知行肝要候、恐々謹言、
羽柴柳川侍從

(天正十六年九)
十二月廿八日

統 虎(花押)

高野山
新坊

五四一 立花親成知行寄進狀

山門郡高柳村北分之内、百六拾石分之事、爲紹運菩提所令寄附訖、全寺務勤行修造等、無怠慢可被遂其節事肝要也、仍万雜諸點役之儀令免許之狀如件、

文祿五年卯月廿八日

(立花)
親 成(花押)

新坊

五四二 小野隆局以下連署寄進狀

一筆致啓上候、左近將監殿先祖以來靈牌、於貴院被成御廻向候付、爲

茶湯新永代白米貳拾俵宛被致寄附候、此段可得御意旨被申付候間、如斯御座候、恐惶謹言、

五月廿八日

立花勝兵衛

親行(花押)

十時太左衛門

惟縣(花押)

由布壹岐

惟雄(花押)

矢嶋采女

俣卿(花押)

小野若狹

隆局(花押)

大圓院

五四三 立花内膳以下連署寄進狀

柳河領中郷方江、從貴院年々御祈禱之御札七千枚宛被差出候付、爲御初穂米五拾石充、從當末年每年十二月大坂藏屋敷迄、從役人共差越可申候間、可被成御受納候、仍如件、

寛政十一

立花要人

正月十一日

由布五兵衛

十時太左衛門

由布又太郎

小野勘解由

立花内膳

高野山
大圓院御房

五四四 立花鑑壽寄進狀

米七拾貳石

右之通永代令寄附候、先祖代々靈前、茶湯、香華、日供、密呪、廻向勤行等、且又武運長久、國家安穩、子孫繁榮之旨、無退轉可被修之者也、

享和三

立 左近將監

五月廿八日

鑑 壽(花押)

大圓院御房

五四五 立花種董以下連署書狀

御札致拜見候、冷氣彌增候得共、彌御平安被成御寺務之由、珍重存候、然者先年陽德院殿より被致寄附置候御初穗増米、判物被差贈置候得共、

陽德院殿

大師一千年忌
ヲニツキ
復ス
舊判物

折柄ニ付是迄寄附米御斷申置候處、來ル午年弘法大師一千年御遠忌に付、多端之御物入等有之候付、以來判物通寄附米被成御落手度段、今般御代僧を以御願書被差出候付、預示趣致承知候、則當秋ハ判物通被差贈候様取計可申候、右御報爲可申述如斯御座候、恐惶謹言、

立花但馬

親 博(花押)

由布美作

惟 時(花押)

矢嶋采女

行 昌(花押)

小野勘解由

賢 良(花押)

立花内膳

種 董(花押)

大圓院御房

五四六 杉森憲章書狀

御札致拜見候、彌御堅固被成御法務珍重之御儀御座候、然者今般以御使僧御寄附米之儀、陽德院判物之通相增候様、御細書之趣遂一致承知候、家老共江申聞候處、則陽德院判物之通、是迄之御寄附米取結、都合七拾貳石當年より被差向、委細之儀者滿福院江申含置候條、御承知可被成候、右御報如斯御座候、恐惶謹言、

杉森六郎兵衛

十月廿八日

憲章(花押)

大圓院御房

〔惠光院文書〕

御朱印縁起ノ旨並ニ新加庄相違ナシ

五四七 關東御教書

高野山寺領、可任嵯峨天皇弘法大師御手印縁起之旨、并新加庄園無相違可知行、彌可抽四海太平懇祈者也、仍執達如件、

安貞三年二月十三日

(北條泰時) 武藏守(花押)
(北條時房) 相模守(花押)

北條泰時

北條時房

金剛峯寺

五四八 織田信長朱印狀

當山衆僧以連判御敵令一味、度々及行、剩構要害、宇智郡押妨言語道

要害ヲ構フ宇智郡押妨

舊行人方一派文書

織田信長

斷之次第候、早々可開渡候、不然者急度可被成御成敗候、恐々謹言、

卯月七日

(織田) 信 (朱印) 長 ○

金剛峯寺 惣分沙汰所中

五四九 金山信貞下知狀

當寺衆分號連判、御敵令一味、宇智郡押妨無謂次第、被達上聞候、然者信長如直書、兩城於無退散者、惣山許容歷然候條、被支徘徊之衆僧、可被及御行候、無後悔候様御集議肝要候通、義繼心得可申由候、恐々謹言、

金山信貞

金山駿河守

信 貞(花押)

(天正元年九)

卯月七日

金剛峯寺

惣分沙汰所御中

五五〇 紀伊國守護代折帟

當山衆分號連判、御敵令一味、宇智郡押妨無謂次第、被達上聞候、就其信長如直札、彼兩城於無退散者滿山御害歷然候條被、相支衆僧徘徊、至寺領可被及御行候、被得其意、對惡黨可爲異見候歟、無後悔候様相理可申之旨候、恐々謹言、

遊佐越中守

(天正元年九) 卯月七日

高 清(花押)

三宅志摩守

智 宣(花押)

三宅智宣

遊佐高清

遊佐勘解由左衛門尉

盛 (花押)

金剛峯寺 惣分沙汰所御坊

五五一 護持院法印御教書

軍忠事、綸旨如此、不日來被致忠節者、尤以神妙之旨其沙汰候了、早
可被存知之旨、護持院法印御房仰所也、謹言、

八月廿一日

源 快 奉

高野山夏衆等中

五五二 金剛峯寺沙汰所重清書狀

態令啓候、仍先年大塔本願爲奉加、至貴國罷下候處、依御懇意永々令
逗留候、就而不慮之次第不及是非候、定年來可爲廻國之所勞候、就其
大師之靈寶數多令纏緜下向候、其砌早々以使僧、且爲阿純前後憐愍
之御禮、且爲道具調度可申入候之處、隔遼遠境遲々聊非疎意候、併成
好隣之懷候之處、還而對中嶋坊御書中趣於滿寺各々令感悅候、將又急

大塔本願阿純
上人

度相□本願則 毛利殿御勸進之儀可申入候、只今先以一札令啓候、時
分宜預御取合候、隨而彼寶物等之事、追而本願罷越候砌乍恐被加注文
慥御渡專一候、今度之儀者於彼上人御真切之段御禮之一儀計、智俊差
下候、委曲猶追々可令啓候間省筆候、恐々謹言、

五月廿一日

重 清

□ (黒印)

(包紙ウハ書)

金剛峯寺惣分沙汰所

上□ (原カ) 右衛門大夫殿

重 清

參御宿所

高野山文書

家わけ第七

舊行人方一派文書 終

舊行人方の略史と其の文書

當卷には豫定の如く一山内舊行人方一派に屬する各院の古文書を蒐録編纂して、之に舊行人方一派文書の名稱を附した。行人方とは古くより明治維新まで彼の學侶、聖の兩方と共に鼎立してゐた一派寺院の名稱である。

此の一派成立の起源について、一山の學侶方では、大治五年六月、奥院に三口の承仕番僧を定置して、専ら常燈香花佛餉等の諸作を司勤せしめたに始まる（高野春秋第六卷、紀伊續風土記）と誌してゐるが、然し余は現存の諸史料に徴して、之等の僧徒が此の時代初めて一山内に輩出したものではなく、寧ろ當山開創以來幾何もなくして既に在住してゐたものと思考してゐるのである。

何となれば、元來弘法大師が當時都より程遠くして最も不便であつたと考へられる當山をば特に擇んで密教の根本道場と定められたのは、彼の弘仁七年六月の奏請文にも「今思、上奉爲國家、下爲諸修行者、芟夷荒蕪、建立修禪一院」とある如く、此の山上に於いて密教中心の根本道場を開設し、其の道場に於いて最も理想的なる僧團生活を營み、彼等僧徒をして修禪密行に餘念なからしめ、其の證し得た眞言の加持力を以つて、永日不斷に寶祚の延長と國體の安穩を祈らんとする本旨に出でられたことは言を俟たぬ所である。

されば古山史の示す所に依れば、當初高野山には一人の在家者を見なかつた。これは大師が其の後京都東寺を勅賜された時、彼の寺には俗別當を置いて寺内の俗務を主宰せしめられたにもかゝらず、高野山には未だかつて此の職名の存在をすら見ず、又寺領内の庄務を司るにも特に山麓慈尊院に於いて在俗の四庄官を任命して、山上には之等在俗者を一人も住居せしめられなかつたばかりでなく、今も尙奥院御廟の屋根の葺替をする屋根師に對しては其の期間だけ戒律を授けて得度せしめ、悉く空海（弘法大師の僧名）の空字よりなる僧名を附して其の仕事に従事せしむる慣習の遺存してゐるのを見ても明かなる所である。

要之、高野山行人方に於ける僧徒の淵叢は彼の上記東寺に於ける俗別當及び禪宗等に於ける納所の如きものであつた。これは彼等僧徒が其の職掌並に地位の關係上近世以前には承仕夏衆、坊人、山伏、預、中方、下僧、宿直法師、公人、權預、長床衆、堂衆、行人、奉承仕本佛、奥院預、六番衆、正預、非衆、近付衆、世間者、總分、總中等の名を以つて呼ばれ、且つ又享和二年二月、行人方在番役僧が脇坂侯へ提出した「高野山行人方大衆階級勤式并衣體之次第」なる記録には其の階級六品を示して「大法師、入寺、久住、山籠、本佛、正位」と彼等が完全なる一派を形成する以前に使用してゐた名稱を此の時も尙使用してゐるのを見ても彼等の職務が如何様なるものであつたかゞわかる。

斯くして時代の要求に應じ、又一山寺務の必要に驅られて彼等が漸次其の員數を増加して

山内に多少の勢力を得、一種の團結をなし其の團體名を使用して比較的強力に外部に働きかけ得る様になつたのは尠くとも吉野朝時代に於ける堂衆であつたと思ふ。堂衆はもと承仕、夏衆、本佛等の如く諸堂を預る堂守の一種であるが、後には諸堂の預、權預たるべき承仕、夏衆（承仕の下役）本佛（堂守或は道心）等を支配して此れら僧徒の主長となり、後武力を得るに到つては寺領庄内の取締り、山内警察の事務をも預ることとなり、此れより一轉して一種の僧兵と化するに到つた。即ち彼の續寶簡集第二十七卷「金剛峰寺政所三方百姓等起請文」に依れば山上の衆徒（學侶方）より政所三方百姓に向つて「堂衆并法師原下居、或百姓住家邊立寄、率吹螺押入家中、押取所有之財物後、即其家燒失、或入居家中、責取米稻等、并令調進供給、又號負物、様々致責勘、如此種々狼藉不便第一事也」云々と云つて居り、又寶簡集第三十八卷の文永八年六月十七日「神野眞國猿川三ヶ庄々官等連署起請文條々」の末文には「依作人不法改易之時、蔑如地主、抑而耕作之輩有之歟、速差下堂衆、可追放庄内云々」とあり、又正和二年八月八日後宇多法皇御幸山の時、山路に於いて日中俄かに雷雨があり、法皇悶絶し給ふの事があつて「于茲堂衆等、以手杖掃女姓於大門、雨則霽矣」と高野春秋第十卷（御幸記）に誌して居り、又山史に依れば建武三年四月二日、法勝寺宮令旨を下して高野堂衆に和泉國麻生庄を賜ひ、同年八月十七日鎮西懷良親王令旨を賜ふて土佐國宮崎庄下司職に宛て行はれし由見えてゐるのが其の證左と見るべきであるが、蓋し此の堂衆なる

ものは彼の一山五番衆と同一か或は同一の任務を預つてゐたものであらう。

又彼の正月修正會の餅支配注進狀（又續寶簡集第十八）に依れば、延慶三年には預、承仕、夏衆合して三百四十一人あり、同四年には三百四十人、又「修正壇供支配注進狀」（同上）に依れば應長二年には預百六十三人、承仕百二十人、夏衆五十八人、正和二年には預百七十四人、承仕百二十人、夏衆六十四人、同三年には預百七十二人、以下同上、同四年には預百八十三人、以下同上、同五年には預百八十二人、以下同上、同六年には預百七十一人、承仕百二十人、夏衆六十人を算し、又文祿三年十一月十九日の「神通寺社頭上葺奉加帳」に依れば世間者方として行人方の文殊院以下三十七ヶ院が記入され、又別に學侶中の次に「世間者方總分」として米十石、大豆五石を寄進してゐるのを見れば彼等の員數の一端が窺はれるであらう。

次に彼等の得分についても、彼等は古くより私領を所有してゐた事は勿論であるが、一山よりの給分としては正和五年十一月に長床衆が天野神領たる和泉近木庄年貢二百五十斛のうち人給として伍斛を得、同じく應永二十八年には年貢能米二百一斛三斗三升一合七勺のうち同じく人給として五斛を受けてゐる。又應永三年九月の「官省符分田支配下書」に依れば總合畠數百二十九丁一反小十九歩、分ノ麥百九十一石三斗四升三合一才のうち、夏衆の給分畠が十九丁十二反、分ノ麥三十石六斗六升と載せられてゐる。然して又彼の承仕給の如きは斯

く総合して之を記載してはゐないが、諸堂諸伽藍には必らず承仕給として其の人給が計上されてゐるのを見る事が出来る。又次に其の地位を見るに、上記彼の延慶より正和に到る「修正餅支配注進状」に依れば檢校、前官、有職分、入寺、三昧、衆分とあつて次に預、承仕、夏衆の三役があり、次に聖方が誌されて居り、正和五年の「近木庄領家地頭年貢相折帳」に依れば、天野神社人給のうち、院主、供僧、八講、地頭、預所、三昧供の次に長床衆、次には二季御祭田樂法師が誌されて居る（應永二十八年のそれも同一）、又此の長床衆なるものが餘程早くから團體意識に長じ戒蕘を尊び組織を好む氣風があつたものと見え、正長二年八月廿五日の「頼淵庄長床年預等請文案」には長床年預（二人）、長床公文代（二人）、長床一蕘などがあつて、然かも一蕘が既に法眼職になつてゐる。然して此の長床衆が以後文明十八年の文書には月預衆、天文廿年には下司方、同廿一年には公文所、弘治二年には公文衆、同三年には長床下司一蕘、永祿十二年には下司結衆、並に公文衆中一蕘、元龜四年には長床下司方等の制度組織をなし、餘程進歩した組織をなしてゐたものと見る事が出来るのである。

然し乍ら彼等が所謂「行人」の名のもとに此れらの全體を糾合して一つの完全なる團體を組織し、「總分」「總中」等と稱して一山内に強力なる地位を確保するに到つたのは即ち天正年中當山へ木食應其が現れてからであらう。木食應其は元近江佐々木の一黨であつたが、天正元年三月戰國亂離の世の有様を痛嘆し、主君の菩提を弔はんが爲め、年三十七歳にして自

ら薙髮して高野山に登り、穀屋に寄宿して先づ文殊院の勢譽に投じ、後に寶性院の政遍に師事して専ら佛門に歸依し靜かに沙門道を勵まうとした。

然るに大師入定の靈窟、眞言第一の靈場たるこゝ靜寂の高野山にも戰國の血腥い慘風が吹き荒んで一日も安らげくはなかつた。天正八年閏三月五日反將荒木村重の家來伊丹城の五浪士が當山西光院谷の池坊へ來奔してよりは當山は織田信長との間に隙を生じ、其の九年十月二日には遂に信長が堀久太郎秀政を先陣の大將として十三萬七千餘人の大軍を率ゐて當山の七口を塞ぎ高野攻めを敢行した。高野方では山徒、諸庄の兵士、諸浪人、若大衆等都合三萬六千人を驅り集め、淺黄地三幅の絹に睨虎を染め付け、之に「金剛峰寺」と大書した軍旗十本を押し立て、之に對抗し、翌年の六月二日信長父子等が日向守光秀の爲めに京都本能寺に於いて自殺するまで、此れらの兩軍が紀ノ川を中心に對陣して日夜激戦に激戦を重ねた。此の間一山の騷擾や推して知るべきものがあつた。然して高野山は此の時代を楔機として從來の組織を全く一變せざるを得なくなつた。

即ち當山は大師開創以來、密教の中心道場として、和合柔和を以つて眼目となし、殊に教義を布演し、教理を探究するの縑素を以つて最も上蕘と崇め、上蕘の命令を嚴守し、年蕘戒蕘を尊び禮儀を之れ事とするのが大師以來の鐵則となつてゐたが、此の時以來武力あるものを以つて一軍の大將となし、軍略に優れたるものゝ言を守るを以つて鐵則とする非常時局が

展開された。從來亂暴者なるの故を以つて一山より追放されたものも此の時は特に許されて山に歸り、一山は全く戰場と化し、此所に五番衆、六番衆、堂衆、夏衆の如きものが忽ちに一山の重要地位を占むるに到つた。所謂行人方なるものが忽ちに強化して一山に優位を占むるに到つたのが即ち此の時である。

尤も高野山では此れより先き永享嘉吉以來漸次武力化されて其の大集會寺には當國廿四將家の子弟、小集會寺には全國中名ある武將の子弟ならでは決して晋住せしめぬの山規すら規定せられて、一山は益々教義の研究、信仰の倍增よりも武力へ武力へと轉換しつゝあつた時代ではあつたが、然し一山が忽ちにして武勇の一色に塗り潰された時代は即ち此の時代であつたのである。

さて信長が滅亡して秀吉が天下に號令するや天正十三年四月、秀吉が大軍を率ゐて雜賀より粉河に到り、其の七日細井新助を使者として當山へ三ヶ條の申條を齎らし、其の返答を求めた。一山では忽ちに騷擾を極め、遂に其の使節に彼の木食應其が擇ばれた。應其は嘗つて入道以前秀吉との間に何等か深い關係を結んでゐた。彼が粉河の陣屋に趣くや秀吉は之を優遇し、一山へ一萬石、應其へ一千石の知行を與へ、然かも應其には特に上人號すら與へた。又翌七月には應其を信仰し當山を歸依の餘り現米一萬石、黄金一千枚を寄進して金堂再建土木の業を起こさせ、或は大政所（秀吉の生母、春巖貞松大姉）菩提の爲めに青巖寺（今の金

剛峰寺）を建立し、又一山（特に行人方）僧徒の學問獎勵のために興山寺を創建して應其を之に住職せしめた。興山寺は後に行人方の本山となり文殊院の勢譽を経て應昌、立詮、雲堂等代々行人方の長老を以つて住職せしむる事となつた。されば彼の行人方なるものが所謂一山三派の隨一として一般より公認せらるゝに到つたのは、尠くとも此の時代からの事であつて、然かも其の第一祖は即ち木食興山上人應其であつたのである。斯くして二十數種の蔑稱を附せられて一山の俗務を承仕してゐた彼等僧徒が彼の天正の亂以來其の勢力を認められ、木食應其上人を中心として全く獨立した僧團を形成し、彼の學侶方とは殆んど對等の地位を確保するに到つたのであるが、此れは此の頃學侶方が高田小左衛門尉へ送つた書狀の中に「往古者、山上山下悉以學侶雖爲進退、近年之儀者、上人（應其）滿寺之異見被申候間、萬端木食次第七候キ、今般自然木上（木食上人）當寺之異見於被相止者、貴殿以御分別、學侶身上之儀、向後無恙様、御引立奉頼候、則長盛（増田）様江以書中申上候、可然様御取合所仰候」云々とあり、又同じく學侶方より増田長盛へ發した書狀の中に「當山之儀往古者、山上山下悉以學侶、雖致下知候、近年零落故、或諸法度猥體仁罷成候、以御哀憐、今般於御引立者、可爲本望候」云々とあるのに依つても此の間の經緯が明かとなるであらう。

斯くして彼等が其の地位をかため、文祿元年秀吉が天瑞寺殿（大政所）追善の爲め更らに一萬石の寺領を寄進し、此所に高野山寺領總合二萬千石（此れが明治維新まで行學兩派の寺領

となる)となるや、從來行人方が一人一石の割合を以つて分知されてゐたのを改め、且つ今度の一萬石の新知行をば「千石者彼寺(青巖寺)之資糧、貳千石者例年納置、以相積八木三分二、及破壊加伽藍之修理、相殘三分一者、儘可殘置之旨、御定謹令拜請候、殘七千石者、如尊意、總分(行人方)支配仕候」云々(金剛峰寺總中より小出秀政、中村一民に宛てた書狀)とある如く此の一萬石殆んど全部が行人方の支配に屬する事となつたのである。

次に山徒としては唯一の問題たるべき授法、即ち眞言第一の傳法阿闍梨の資格を得る出世間の問題であるが、從來高野山に於いては、此の傳法灌頂の密壇に入つて傳燈大阿闍梨の職位を得る受法と密教法會の最大嚴儀たるべき庭儀大曼荼羅供の法會とは一山の學侶方以外誰人にも之を許容してゐなかつた。然るに上記の如く時代が一轉換して學侶方が木食應其の支配下に立つが如き状態に到るや、彼等が應其の欲求に應じて其の授法と彼の大法會の執行とを軽く應其に許すことゝなつた。然して又此の當時より彼の一派が仁和寺に親近し、文殊院勢譽の如きは既に御室法親王より直々御流を受傳して之を一派僧侶に授傳してゐた。

されば此の時代より行人方は經濟に法儀にあらゆる角度より見て全く完全なる一派として一山に堅固なる地位を確立するに到つた。嘗つては一山諸堂の承仕として、或は寺家の候人として學侶方僧侶の支配を受け、時には彼等の仕丁の如く追ひ使はれた行人方僧侶も今は完全なる一派僧侶として「惣分沙汰所」なる役所を設置し、「惣分集議衆」なる役員をも擇んで

動もすれば學侶方にも勝る強力なる團體を組織するに到つたのである。

加ふるに彼等は、其後太閤秀吉が伏見城中に薨去し、慶長五年九月關ヶ原の合戦が豊臣方の惨敗に歸するや、機を見るに敏なる行人方文殊院の勢譽が、其の十一月三日竊かに徳川家康の陣屋に赴いて祝辭を述べ、天下安泰武運長久の巻數を獻上すると共に木食上人繼目の御朱印(太閤の)を捧げ、之を行人方に安堵さるべく冀つた。是れ即ち翌六年五月廿一日、行人方が一萬千五百石の知行を安堵さるゝの基本であつて、然かも此の派が公廳より正式に御朱印を頂戴した最初でもある。彼の知行目録には「貳千石奥院、千石修理領、千石興山寺領、七千五百石行人方、右寺領之内竹木人足等全可寺納、諸沙汰如往古可申付也、慶長六年五月廿一日、御判、高野山行人方衆中」とある。

又慶安二年十月、松平出雲守以下五人の上使が登山して學侶方兩門中老分二人宛交替に江戸參勤を命ずるや、上使は興山寺へも赴き、東照宮領として新知百石を加増し、又新たに六人の組頭を選擧せしめて此の内二人宛を同じく參勤交替せしめた。之を江戸在番と稱し其の役宅をば江戸の白金に貰つた。今の目黒驛附近にある行人坂は即ち之れに因んで附せられた名稱である。

斯様にして幕府に於いては、行人學侶兩派を以つて對等に見做した爲めに此の一派が遽かに勢力を増し、其の寺院數の如きも正保元年八月、檢使五味右衛門尉が登山して、一山坊數

を調査した時には惣計千八百六十五軒のうち行人方が千四百四十軒あるに對して、學侶方は僅かに二百十軒(客僧坊四十二軒、聖方百二十軒、谷之者五十三軒)しかなき有様なるを以つて、時としては學侶方を蔑如して從來嘗つてなき堂上灌頂を文殊院の應昌が競望して之が執行をせまり、此の事よりして應昌が發頭人となり行人方二千五百人の僧徒をして學侶方と絶行せしめ(寛永十六年正月)、或は大塔再建棟札のことより正保元年の八月、行人方十五ヶ條の訴狀を上使に奉るなど僭上の限りを盡した。されば此の兩派が爾來常に論争を重ねて訴訟の絶ゆることなく、遂に元祿初年の相論には全く惨敗を喫して彼等が殆んど潰滅の憂目に遇ひ、こゝに所謂從來の行人方が滅びて新行人の輩出を見るに到つたのである。

即ち事の起りは元祿四年四月幕府より下した御條目二十一ヶ條に付いて兩派の心得方が相違せしより起つたのであるが、評定所に於いて對決の結果行人方の敗訴に歸し、其の五年八月には行人方寺院住職六百二十七名が罪の輕重に依つて五島、大隅、薩摩、隱岐、天草、壹岐の六ヶ所へ流罪に、又非衆の僧侶三百卅五人が山中追放の刑に處せられた。然して當時行人方寺院が惣計千八百八十二軒ありし内僅かに二百八十軒を残し、餘は悉く潰滅して或は破却し、或は學侶方寺院に變替せられて、此所に從來の行人方は全く潰滅するに到つた。されば山史には此れ以前の行人方を稱して古行人と稱し、以後を稱して新行人と云つてゐるのである。従つて今現存の寺院は悉く新行人に屬すべきものである。

斯く古行人は此の時全く潰滅し終つたのであるが、然かも尙新行人と雖も爾後學侶方と圓満には行かず、元祿七年の再治合糶御條目の相論、同十一年四月の大門落慶供養の論、同十六年天野四社明神上遷宮の争、正徳五年の中曲三昧法事一件、享保三年の御廟橋供養の争、寛保三年の二疊臺事件、寶曆十二年の御寶塔一件、安永二年觸達争等を経て遂に明治維新にまで及び、慶應三年十二月鷲尾侍従が勤王軍募集のため今の田中光顯伯即ち當時の田中顯助等數十人を率ゐて登山せらるゝや、行人方の一派が進んで之を迎へ、一派内の金光院を本陣として派内の寺侍、若大衆及び寺領内の地士等五百人を驅り集めて高野隊を組織し、侍従を大將として堂々大阪に攻め上つた。途中紀伊見峠に於いては新撰組の一隊を破り、大和高取城主を降して大阪に入るや大政奉還の報が傳はつた。されば彼等は直ちに京都に趣き、小松宮嘉彰親王(元仁和寺の御門主)の輩下に屬して親兵に加はり、皇居の護衛に當り、又北陸東北の戦争に参加して功勞ありしを以つて明治新政府樹立の後は、此の一派が其の恩賞として新政府より高野山惣職の恩命に浴するを得た。行人方が一山惣職の命を受けて一山の制度上學侶方の上位に立つたのは大師當山御開創已來初めての事である。

されば此の時も亦々學行兩派に相論が起り、互に出訴の結果、新政府は明治元年遂に一山一味の制度を立て、從來の三派名稱を廢して金剛峰寺と稱し、學侶方の本山たる青巖寺をば一山の總本山とし、興山寺(行人方の本山)大徳院(聖方の本山)の兩寺をば廢寺となして、三

派の僧侶をば全く金剛峰寺の一派に歸入せしめて今日に到つたのである。

以上大體に於いて舊行人方の略史を記し畢つたが、元此の行人方一派に屬してゐた寺院にして今日尙現存してゐるものは、蓮花定院、康徳院、福智院、清涼院、本王院、五大院、安養院、金藏院、西門院、大圓院、徳善院、大明王院、本願院、恵光院、熊谷寺、持寶院、東根院、赤松院、常喜院、最勝院、正塔院、成慶院等々二十數ヶ院に過ぎず、然かも此の中には他院に合併されてゐるものも多く、殊に舊行人方一派寺院は上述の如く、學侶方との間に數次の論争を重ね其の都度敗殘の憂目を見てゐる爲めと、此れらの諸院は殆んど全部失火類燒の難に遇つてゐる所より、其の古文書は殆んど烏有に歸するか或は相論の時沒收の難にあひ今日では本卷所蒐の文書しか現存して居らぬ。

最も極く近世のものにして諸國大名との間に於ける往復文書の如きは猶多少残存するも、史料價値薄きものと思惟されしに依つて之を省いた。尙因みに一言附加すべきは興山寺文書と巡寺八幡講文書についての事であるが、興山寺文書は現在金剛峰寺の保管に歸してゐるが元行人方一派の文書なりしを以つて特に此の卷に入れた。又巡寺八幡講とは往昔神功皇后征韓の日用の給ひし御旗長鉤（俗に熊手と云ふ）を皇后凱旋の時讃岐國屏風浦に殿舎を營んで祀り給ひしが、大師入定後二百歳にして密教擁護の爲め其の神體が白龍と化して當山に降臨し給ひしを以つて當山の先徳祈親明算の兩師が別所を構へて祭祀せしめて傳説のある熊手八

幡をば其の後惣分三十ヶ院（今は十八ヶ院）が巡寺に祀りしに起り、今の文書は此の講所有に係る恵心僧都筆「阿彌陀聖衆來迎圖」（俗に廿五菩薩來迎圖）、「五大力明王」「神功辛巳年號入り五古鈴」、其の他と共に保管されてゐるものである。

尙最後に當卷所蒐文書中、所藏寺院が既に烏有に歸し、今は影寫本のみ存して現に東京帝大史料編纂所に蒐藏されてゐるものがあり、之が影寫に關す事務手續き等については同所の柳原信義氏に、又校正は同所小島鉦作編纂官補に、原本の筆寫については京大中村直勝先生及び同大學國史研究室の諸氏に、又原本と對照の際難讀の文字は東京帝大の相田二郎先生の助力を仰ぎし所が甚だ多い。此所に特に感謝の意を表する。

昭和十三年一月十三日 印刷
昭和十三年一月二十日 發行

高野山文書(十二卷ノ内)

第七卷 舊行人方一派文書

定價 金五圓

不許複製

編纂者

和歌山縣伊都郡高野町字高野山
百參拾貳番地 總本山金剛峯寺内

中田法壽

發行
者兼

京都市下京區中堂寺藪ノ内町七番地
高野山文書刊行會代表者

定池由太郎

印刷所

京都市下京區櫛笥通五條南

天進社印刷所

著作權所有


發行所

京都市下京區櫛笥通五條南

東進書院内

高野山文書刊行會

攝替穴阪一四七〇七番



2 pages

2-405

